

# 第2次箕面市障害者市民の長期計画 ～みのお‘N’プラン～ (二訂版)



平成21年(2009年)3月

箕面市

この計画では「障害者市民」という言葉を用いていますが、この言葉には「障害者」は市内の至るところに暮らし、あらゆる年齢層に「市民」として確固として存在しているということをしっかりと認識しようという思いが込められています。また、「みのお N プラン」という愛称は、基本理念として掲げた Normalization（ノーマライゼーション）のイニシャルを使ったものです。

# 目 次

## 第 1 部 基本計画

第 1 章	はじめに.....	1
1	第 2 次計画策定及び改訂の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
	(1) 計画の構成及び法的位置づけ	
	(2) 関連計画との連携	
3	計画の期間.....	5
4	計画の策定体制.....	5
	(1) 計画策定のための審議会等	
	(2) 市民参加と広報	
	(3) 実態調査	
第 2 章	基本的な考え方.....	7
1	基本理念.....	7
2	基本目標.....	7
	(1) バリアフリー社会の実現	
	(2) ライフステージに応じた総合的施策展開	
	(3) 障害者市民等の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開	
第 3 章	分野別施策の基本的方向性.....	10
1	生活環境の整備.....	11
	(1) 都市施設の整備	
	(2) 移動支援の充実	
	(3) 住宅の確保	
	(4) 情報バリアフリーの推進	
	(5) 災害に強いまちづくりの推進	
2	雇用・就労の充実.....	16
	(1) 雇用促進と就労支援	
	(2) 多様な就労の場の確保と支援	

3	福祉サービスの充実.....	19
	(1) 相談支援体制の充実	
	(2) 障害福祉サービス等の充実	
4	保健・医療の充実.....	23
	(1) 保健サービスの充実	
	(2) 地域医療サービスの充実	
	(3) 医療的ケアに関する対応	
	(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実	
5	療育・教育の充実.....	26
	(1) 療育・幼児教育の充実	
	(2) 学校教育等の充実	
6	権利擁護施策の推進.....	29
	(1) 人権擁護・啓発の推進	
	(2) 権利擁護の推進	
7	スポーツ・文化活動等の充実.....	32
8	推進基盤の整備.....	33
	(1) 社会基盤の整備・充実	
	(2) 施策の推進体制の整備	

## 第2部 第2期障害福祉計画

第1章 重点施策.....	35
1 新たなサービス体系の整備.....	35
(1) 障害福祉サービス	
(2) 地域生活支援事業	
(3) サービス提供基盤の確保	
2 相談支援体制の充実・強化.....	36
3 施策の推進体制の構築.....	37
第2章 障害者市民の状況及び施策の実施状況.....	38
1 総人口及び身体障害者手帳等所持者数.....	38
(1) 総人口	
(2) 身体障害者手帳所持者数	
(3) 療育手帳所持者数	
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び旧精神通院公費医療受給者数	
(5) 障害程度区分認定状況	
2 第1期計画での行動目標における実施状況.....	42
(1) 生活環境の整備	
(2) 雇用・就労の支援体制の充実	
(3) 保健・医療の充実	
(4) 療育・教育の充実	
(5) 権利擁護施策の推進	
(6) スポーツ・文化活動等の充実	
3 障害福祉サービス等の実績.....	57
(1) 訪問系サービス及び短期入所サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 居住系サービス	
(4) 相談支援	
(5) 地域生活支援事業（必須事業）	
(6) 地域生活支援事業（任意事業）	
(7) 補装具	
(8) その他の福祉サービス	

第3章 生活環境の整備.....	62
(1) 都市施設の整備	
(2) 移動支援の充実	
(3) 住宅の確保	
(4) 情報バリアフリーの推進	
(5) 災害に強いまちづくりの推進	
第4章 雇用・就労の支援体制の充実.....	67
(1) 雇用促進と就労支援	
(2) 福祉的就労の場の再編・整備	
(3) その他の就労支援策の充実	
第5章 福祉サービスの充実.....	70
1 第2期障害福祉計画における障害福祉サービスの体系.....	70
2 障害福祉サービス等の必要見込量の推計に当たって.....	71
(1) 地域生活及び一般就労への移行目標値について	
(2) 地域生活及び一般就労への移行目標の実現へ向けた考え方について	
(3) 障害福祉サービスの必要見込量の推計に当たって	
(4) 地域生活支援事業の必要見込量の推計に当たって	
3 第1期障害福祉計画での課題と第2期障害福祉計画での見込量確保のための 方策について.....	73
(1) 障害福祉サービス等の課題と見込量確保のための方策について	
(2) 地域生活支援事業の課題と見込量確保のための方策について	
(3) 第2期障害福祉計画におけるサービスの確保策に係る市の課題認識	
4 障害福祉サービス等の見込量について(集計表).....	80
5 その他の福祉サービスの実施について.....	86
(1) 補装具費	
(2) その他の福祉サービスの整備・充実	
第6章 保健・医療の充実.....	89
(1) 保健サービスの充実	
(2) 地域医療サービスの充実	
(3) 医療的ケアに関する対応	
(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実	

第7章 療育・教育の充実.....	91
(1) 療育・幼児教育の充実	
(2) 学校教育等の充実	
第8章 権利擁護施策の推進.....	95
(1) 人権擁護・啓発の推進	
(2) 権利擁護の推進	
(3) 虐待防止への取組み	
第9章 スポーツ・文化活動等の充実.....	97
第10章 第2期障害福祉計画の進行管理.....	98
(1) 行政評価制度の活用	
(2) 苦情解決システムの活用	
(3) 情報提供と障害者市民の実態把握	
(4) 庁内推進体制の整備	
(5) 進捗管理等の実施機関	

## 第3部 資料編

関連条例等.....	99
関連する市の計画等.....	100
用語説明.....	103
障害者人口推計.....	109
箕面市保健医療福祉総合審議会条例.....	110
箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則.....	112
地域保健及び地域福祉施策について（諮問）.....	113
地域保健及び地域福祉施策について（答申）.....	114
地域保健及び地域福祉施策について（報告）.....	117
本市の障害福祉施策の経緯.....	120



# 第1部 基本計画



## 第1部 基本計画

### 第1章 はじめに

#### 1 第2次計画策定及び改訂の趣旨

本市では、障害の有無、年齢、性別等に関わりなく、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中でともに等しく暮らしていくことのできる社会が普通の社会であるというノーマライゼーションの考え方を基本理念とし、平成6年度(1994年度)から平成15年度(2003年度)までを計画期間とする「箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プラン)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第1次計画策定以降、社会福祉基礎構造改革の一環として、平成12年度(2000年度)から介護保険制度が、平成15年度(2003年度)から支援費制度が、そして平成18年度(2006年度)から障害者自立支援制度が実施され、「措置」による仕組みから「契約による利用」の仕組みへの移行が図られるなど、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、国においては、障害者基本法(以下「基本法」という。)に基づく平成5年度(1993年度)から平成14年度(2002年度)を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」に続き、平成15年度(2003年度)から平成24年度(2012年度)までを計画期間とする「障害者基本計画」と、同障害者基本計画の前期5か年において重点的に実施する施策、その達成目標等を定めた「重点施策実施5か年計画」に基づき、共生社会の実現に向けて障害者施策が進められています。さらに平成19年度には、同計画期間において行われた各分野の法制度の改正状況等を踏まえ、後期5か年の「重点施策実施5か年計画」が策定されました。また、大阪府においても、平成15年度(2003年度)から平成24年度(2012年度)までを計画期間とする「第3次大阪府障害者計画」が策定されました。

これらの状況を踏まえ、本市では(図1参照)、第1次計画を継承する新たな計画として、平成16年(2004年)3月、障害者市民を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会をめざして、障害者市民の自立及び社会参加の支援等のための基本となる事項を定めた「基本計画」と、同基本計画の前期5か年の施策分野ごとの基本的方向性と行動目標を定めた「前期5か年事業計画」で構成される「第2次箕面市障害者市民の長期計画」(以下「第2次計画」という。)を策定しました。

また、平成18年(2006年)4月には、障害者自立支援法(以下「支援法」という。)が施行されました。支援法では、計画的に障害福祉サービス等の提供体制の確保が図られるよう「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、支援法の施行を受け、本市における障害者市民等の状況及び「第2次計画」に基づき進めてきた本市の障害者施策の成果と今後の課題を踏まえ、本市における障害福祉施策の更なる推進をめざし、平成18年度(2006年度)に第2次計画の「基本計画」について所要の調整を行うとともに、支援法に定める「市町村障害福祉計画」については、「前期5か年事業計画」を見直すことにより「第1期障害福祉計画」として改訂版を策定し、さらに平成20年度(2008年度)には、同改訂版における「基本計画」を継承しつつ、「第1期障害福祉計画」を「第2期障害福祉計画」として改訂を行いました。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の構成及び法的位置づけ

「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プラン)二訂版」(以下「本計画(二訂版)」という。)は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の基本的な方向性や取り組むべき施策を示した「基本計画」と、その「基本計画」を基礎として平成23年度(2011年度)に達成すべき数値目標、障害福祉サービス等の種類ごとの必要見込量及びその見込量の確保のための方策について、今後3年間に取組む障害福祉施策の具体的方向性を示した「第2期障害福祉計画」で構成しています。

また、本市では、「第2次計画」の改訂趣旨から、基本法第9条第3項に定める「市町村障害者計画」と支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」を一体計画として、「基本計画」を基本法に定める「市町村障害者計画」に、「第2期障害福祉計画」を支援法に定める「市町村障害福祉計画」に位置づけるものです。

〔基本計画（市町村障害者計画）と障害福祉計画（市町村障害福祉計画）の構成〕

基本計画（市町村障害者計画）

- ・ 基本理念
- ・ 基本目標
- ・ 分野別施策の基本的方向性

障害福祉計画（市町村障害福祉計画）

- ・ 重点施策
- ・ 障害者市民の状況
- ・ 分野別施策ごとの行動目標
- ・ 障害福祉サービスの種類ごとの量の見込み
- ・ 障害福祉サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- ・ 地域生活支援事業の実施に関する事項
- ・ 地域生活支援事業のサービス見込量とその確保のための方策

〔 根 拠 法 令 抜 粹 〕

< 障害者基本法 >

（障害者基本計画等）

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### < 障害者自立支援法 >

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### (2) 関連計画との連携

本計画(二訂版)は、国が策定した「障害者基本計画」及び「第3次大阪府障害者計画」を基本としつつ、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国指針」という。 )、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成21年障企自発第0108001号)及び国指針を受け大阪府が示す「第2期市町村障がい福祉計画策定に向けた大阪府基本指針」(以下「府指針」という。)に則して策定しています。

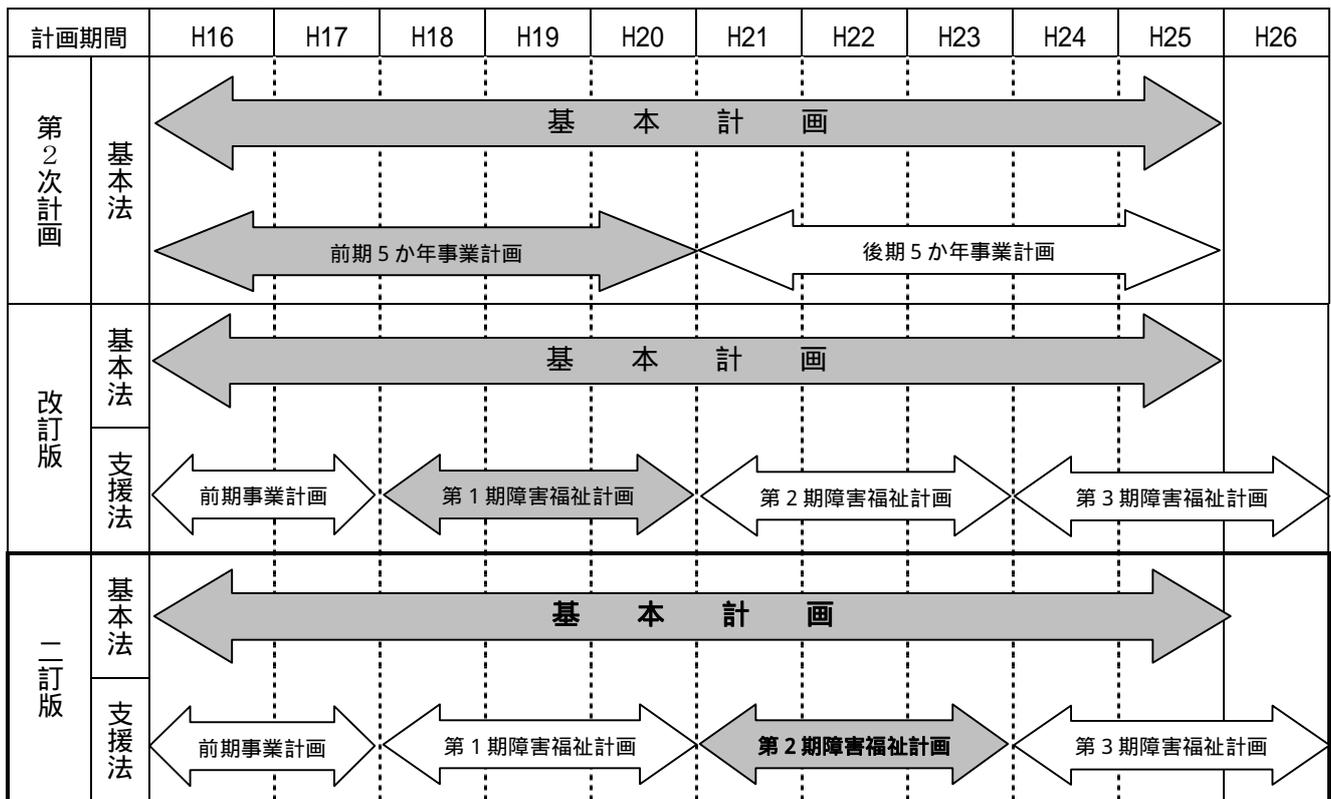
また、「第四次箕面市総合計画」との連携を図りながら、計画期間を一にする「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等本計画(二訂版)に関連のある諸計

画との整合性を確保し、相互に調和を保った内容としています。

### 3 計画の期間

本計画（二訂版）の計画期間のうち、「基本計画」については、第2次計画の計画期間である平成16年度（2004年度）から平成25年度（2013年度）までとし、「第2期障害福祉計画」については、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までとしています。

【図1：計画期間】



二訂版の策定に当たっては、基本法に定める「市町村障害者計画」である「基本計画」については、平成16年度から10年間における本市の障害者市民の支援等の基本的な方向性や取り組むべき施策を定めるものであるため、改訂版における「基本計画」を継承することとし、支援法に定める「市町村障害福祉計画」については、平成20年度で計画期間の終了する「第1期障害福祉計画」の改訂を行い、「第2期障害福祉計画」として、平成21年度からの3年間において達成すべき数値目標等について設定するものです。

### 4 計画の策定体制

#### (1) 計画策定のための審議会等

本計画（二訂版）の策定に当たっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福

社総合審議会」に諮問を行い、同審議会においては、障害当事者を含む公募市民、市内障害者団体、関係機関、学識経験者等で構成される「障害者長期計画部会」において慎重審議の上、同部会から審議結果の報告を受け、同審議会においてとりまとめられた答申を踏まえ、本計画（二訂版）を策定しました。

また、庁内の体制として、健康福祉部のみならず、人権行政推進本部会議及び同本部会議の「障害者施策部会」を核に、雇用、教育、住宅等の関係課との連携の下、全庁的な体制のもと取り組みました。

## （2）市民参加と広報

本計画（二訂版）の策定に当たっては、箕面市市民参加条例（平成9年箕面市条例第5号）の趣旨を踏まえ、箕面市保健医療福祉総合審議会「障害者長期計画部会」において、障害当事者を含む市民の参加を得ることにより、地域の実情や福祉サービスの利用者のニーズを的確に把握することに努めました。

また、これらの審議の結果等については、広報紙「もみじだより」や市ホームページによる広報を行うとともに、「箕面市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づくパブリックコメントの実施など、多様な市民参加と広報の展開により、市民の意見・提言を反映することに努めました。

## （3）実態調査

本計画（二訂版）の策定に当たり、支援法施行における利用者及び事業者に対する影響について、障害者市民等の生活実態や福祉サービスの利用状況・利用意向、サービスの提供における現状・課題等についての調査を行い、本計画（二訂版）を策定するための基礎資料とするため、「次期箕面市障害福祉計画策定のためのアンケート調査」及び「箕面市第2期障害福祉計画の策定に向けた事業者ヒアリング」を実施しました。

また、大阪府においては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者の方を対象に「障害者生活ニーズ実態調査」、施設入所者の方を対象に「地域移行に向けた移行調査」、法定施設及び障害者福祉作業所を対象に「支援法による新体系サービスへの移行希望調査」が行われました。

なお、小規模通所授産施設及び障害者福祉作業所については、市町村を通じて調査を実施することとしたため、本市においては、併せて障害者雇用助成対象事業所も対象として調査を実施しました。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、平成5年(1993年)に「この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願う」と謳った「箕面市人権宣言」を行い、以来、箕面市福祉のまち総合条例(平成8年箕面市条例第8号)、箕面市まちづくり理念条例(平成9年箕面市条例第4号)及び箕面市人権のまち条例(平成15年箕面市条例第29号)を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。しかし、障害者市民が共に暮らし、学び、働く存在であることを否定するような事象等、障害者市民に対する人権侵害は今なお根強く存在しています。

国連の「国際障害者年行動計画」では、「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、正常な社会である」という「ノーマライゼーション」の考え方が示されています。本市のめざす「人権尊重のまち」とは、とりもなおさず、「ノーマライゼーション」の考え方に立脚したまちでなければならないと考えます。

従って、「ノーマライゼーション」の考え方は、障害者施策にとどまらず、まちづくり全体の課題であるという認識に立ち、第1次計画及び第2次計画に引き続き「ノーマライゼーションの推進」を本計画(二訂版)における基本理念とします。

### 2 基本目標

「国際障害者年行動計画」では、「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」と示されています。

ノーマライゼーションの推進に当たっては、「障害者が通常の人間的なニーズを満たすにあたっての特別な困難」を解決し、自己選択と自己決定に基づく自立した生活を送るための支援と社会環境の整備が求められます。これらの認識に立ち、本計画(二訂版)は、第2次計画に引き続き以下の(1)、(2)の基本目標を掲げるとともに、支援法の施行に伴い、(3)の基本目標を加え、施策の推進を図ることとします。

#### (1) バリアフリー社会の実現

「バリアフリー」とは、もともと住宅建築用語で、段差等の物理的な障壁(バリア)の除去を意味していましたが、近年、障害者市民の社会参加を困難にしている制度的、文化・情報面、意識上等、すべての障壁の除去を意味する考え方としてより広く捉え

られるようになってきました。

障害者市民が、地域社会において当たり前で暮らすことを阻害している障壁には、建築物や交通等の物理的な障壁だけでなく、資格取得などに際しての排除や制限などの制度的な障壁、情報の取得や伝達面の障壁、差別や偏見等の意識上の障壁等があります。

これらの障壁が取り除かれた社会は、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が、疎外されることなく、学び、働き、豊かに暮らすことのできる社会であるという認識に立ち、バリアフリー社会の実現をめざすものとします。

## (2) ライフステージに応じた総合的施策展開

障害者市民の生活は、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また、乳幼児期から高齢期に至るまでの全てのライフステージにわたることから、あらゆる分野、あらゆるライフステージにおいて、個々の障害に対応したニーズを的確に把握しながら適切な支援策を整備する必要があります。

また、障害者市民が生涯にわたり安定的かつ継続的な生活を営むためには、これらの支援策がライフステージごとに、あるいは分野ごとに単独に実施されるのではなく、相互に連携し継続的に実施されなければなりません。

さらに、これらの施策展開においては、「リハビリテーション」と「ICF（国際生活機能分類）」の考え方が重要となります。

本計画（二訂版）におけるリハビリテーションとは、単に障害者市民の運動機能の回復を目指す理学療法等を中心とした活動のみをいうのではなく、全てのライフステージにおいて医療、教育、福祉、労働等多方面から、各々の障害態様に即した適切な支援を行うひとつの活動体系、すなわち障害者市民の自立支援と社会参加のための総合的なプログラムをいいます。

次に、ICFはWHO（世界保健機関）の平成13年（2001年）総会において採択されたもので、国際障害者年（1981年）前後に提唱されたICIDH（国際障害分類）をより発展させたものです。これは、心身に障害があるからといって、日常的な諸活動や社会参加が困難になるとは限らず、社会制度や人々の意識といった周囲の環境との関係によって、その困難性が変化するものであるという考え方であり、一人ひとりの障害者市民を取り巻く環境に着目する必要があることを示唆しています。

以上のことを踏まえ、個々の障害者市民のライフステージに応じた総合的かつきめ細やかな施策展開を図るとともに、市民、事業者、市の協働の視点をより重視した施策の推進に努めることとします。

(3) 障害者市民等の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開

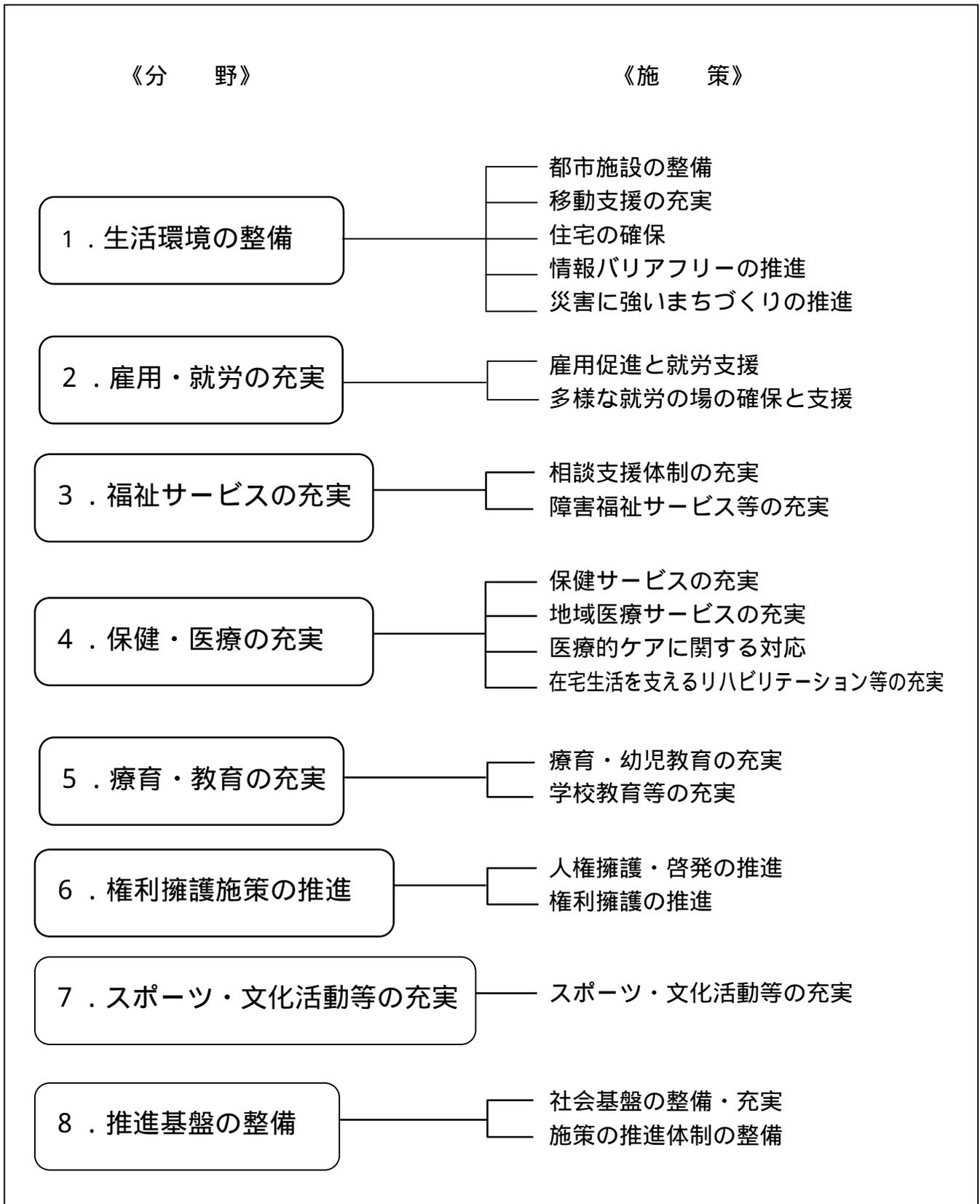
障害の有無に関わらず全ての市民が、日常生活や社会生活を送る上で、あらゆる場面、あらゆる分野において、自己選択、自己決定できることは、当然尊重されるべきです。

支援法においても、市町村は障害者市民が自ら選択した場所に居住し、又は障害者市民等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者市民等の生活の実態を把握した上で、関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、障害者市民等の権利の擁護のために必要な援助を行うことなどの責務を有することが規定されています。

従って、支援法に基づき新たに構築を図る自立支援給付及び地域生活支援事業はもとより、障害者市民等に係る全ての施策において、障害者市民等の自己選択と自己決定を尊重した施策の展開に努めることとします。

### 第3章 分野別施策の基本的方向性

【図2：分野別施策の体系】



## 1 生活環境の整備

### (1) 都市施設の整備

#### 【現状と課題】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者市民の地域における自立した生活と社会参加を促進するための基本的な条件です。

本市では、平成8年(1996年)に箕面市福祉のまち総合条例を制定するとともに、平成9年(1997年)に制定した箕面市まちづくり推進条例により、「福祉のまち整備に関する事項」を含む都市施設整備の基準を定め、福祉のまちづくりの推進に努めてきました。また、平成8年(1996年)には「箕面市都市計画マスタープラン」を策定し、「福祉のまちの方針」として、豊かな福祉が享受できるまちづくりの「基本方針」、「整備方針」を掲げ、誰もが安心して生活できる都市環境の創造をめざして、安全で利用しやすい都市施設の整備を進めてきました。

また、平成15年(2003年)には、国において高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下、「ハートビル法」といいます。)が改正されるとともに、大阪府において大阪府福祉のまちづくり条例及び大阪府建築基準法施行条例の改正が行われました。

さらに、平成18年(2006年)には、ハートビル法と高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通バリアフリー法」といいます。)を一本化した高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「新バリアフリー法」といいます。)が制定されました。同法においては、障害者市民や高齢者の円滑な移動と施設利用を総合的に推進することを目指し、鉄道駅に代表される旅客施設や建築物の構造、設備について一定の基準を策定し、新設や大規模改修する場合にはその基準に適合させることを義務化するとともに、旅客施設と建築物の間を結ぶ経路を含めた一体的な整備を促進するための必要な措置などが定められています。

今後の都市施設の整備に当たっては、これら国及び大阪府の動向を踏まえ、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図る必要があります。

#### 【今後の方向性】

箕面市福祉のまち総合条例を基本理念とし、箕面市まちづくり推進条例における「福祉のまち整備に関する事項」及び「箕面市都市計画マスタープラン」における「福祉のまちの方針」に基づくとともに、新バリアフリー法や同法に基づく基本方針を踏まえ、すべての市民が安全に生活できる都市施設の整備に努めます。

なお、誰もが社会参加できるよう、既存の都市施設については建築物、道路、公園等あらゆる生活空間のバリアフリー化を促進するとともに、新たな都市施設についてはユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進を図ります。

(2) 移動支援の充実

【現状と課題】

障害者市民が行動の制約を受けることなく必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要な要素です。

公共交通機関等を利用した移動の円滑化のあり方については、平成12年(2000年)制定の交通バリアフリー法を受け、「箕面市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を設置し、平成14年度(2002年度)・平成15年度(2003年度)の2か年にわたり検討を行い、同委員会の検討結果を踏まえ、平成16年度(2004年度)に「箕面市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

また、平成18年(2006年)には、ハートビル法と交通バリアフリー法を一本化した新バリアフリー法が制定されました。同法においては、障害者市民や高齢者の円滑な移動と施設利用を総合的に推進することを目指し、鉄道駅に代表される旅客施設や建築物の構造、設備について一定の基準を策定し、新設や大規模改修する場合にはその基準に適合させることを義務化するとともに、旅客施設と建築物の間を結ぶ経路を含めた一体的な整備を促進するための必要な措置などが定められました。

なお、「箕面市交通バリアフリー基本構想」については、交通バリアフリー法が廃止され新たに制定された新バリアフリー法に規定された「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」に位置づけられました。

今後は、同構想の実現に向けた取組みをさらに促進していく必要があります。

移動に支援が必要な障害者市民等に対しては、公共施設巡回福祉バス(Mバス)や福祉予約バスを運行するとともに、民間路線バスについてもノンステップバスの導入補助を行うなど公共交通機関等のバリアフリー化を図ってきました。

一方、国においては、NPO法人や社会福祉法人等が、障害者市民等の移動に制約のあるかたを対象に、福祉車両を用いて、低額の利用料金により行う移送サービスを「福祉有償運送」として制度化しました。なお、平成20年(2008年)12月現在、本市内の3事業者が同制度により移送サービスを実施しています。

今後、市街地開発の動向や市民ニーズを踏まえ、障害者市民の社会参加を支援する観点から、適時適切な事業実施を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

交通バリアフリー法の規定により作成した「箕面市交通バリアフリー基本構想」については、新バリアフリー法の規定による「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」に位置づけられたことから、同構想に基づき、市内の鉄道駅や鉄道駅を中心とした地区におけるバリアフリー化を促進するとともに、民間路線バスにおけるノンステップバス等の導入に向けた支援を行うなど、障害者市民等の公共交通機関等を利用した移動の円滑化について重点的かつ一体的な推進を図ります。

また、同構想を先例として全市域における移動の円滑化の促進に努めます。さらに、新バリアフリー法や同法に基づく基本方針等の動向を踏まえ、障害者市民

等の円滑な移動と施設利用の総合的な推進に努めます。

NPO法人や社会福祉法人等が行う福祉有償運送等他の移動支援サービスの状況及び公共交通機関の利用が困難な障害者市民等の利用ニーズを踏まえ、公共施設巡回福祉バス(Mバス)及び福祉予約バスの役割を明確にし、それぞれの役割分担・連携を行いながら、総合的な視点から移動支援の充実に努めます。

### (3) 住宅の確保

#### 【現状と課題】

障害者市民が生活するのに適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援など、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備は、障害者市民の地域における自立した生活に不可欠です。

本市では、平成9年(1997年)に「箕面市住宅マスタープラン」を策定し、住宅政策を推進するに当たっての基本となる方針、住まいづくり・まちづくりを進める際の基本となる事項を定め、障害者市民を含む多様な市民ニーズへの対応を図ってきました。

また、国においては、近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応し、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等を図ることを目的として、平成18年(2006年)に住生活基本法を制定するとともに、公営住宅法を改正しました。

こうした国の動向を受け、本市では「市営住宅等供給・管理検討会」を設置し、市営住宅等の供給・管理のあり方について、住宅政策、まちづくり、福祉、人権等より多角的視点で、総合的な検討を行い、今後の住宅政策の一定の方向性を整理し、その内容を基本として平成21年度に「新箕面市住宅マスタープラン」を策定する予定です。

#### 【今後の方向性】

「新箕面市住宅マスタープラン」や平成15年度(2003年度)に策定した「箕面市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、障害者市民等の住みやすい住宅の確保に努めます。

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化に対応し、「市営住宅等供給・管理検討会」で福祉政策と住宅政策の関係を明確化するとともに、障害者市民等住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットについて検討を進めます。

大阪府等に対して、なお一層、障害者市民等に配慮した公的住宅が整備されるよう要望していきます。

民間既存住宅等で暮らす障害者市民等に対しては、住宅改造の助成によるバリアフリー化の支援を推進します。

#### (4) 情報バリアフリーの推進

##### 【現状と課題】

点字・音声・ファックス・コミュニティFM放送・市ホームページの開設等によって、情報の入手が困難な障害者市民に対し、行政情報の提供に努めてきました。今後とも、これらの媒体の活用はもとより、新たな媒体の活用を含め、すべての市民にとって、よりわかりやすい形での行政情報の提供を図る必要があります。

市立図書館や市立障害者福祉センターでは、主に視覚障害者を対象に、点字・録音図書の収集や貸出を実施するとともに、点字・音声による図書の新着情報等の提供を行ってきました。

今後は、多様な障害特性に応じたサービスの拡大が課題となっています。

近年のIT（情報通信技術）の進展は、障害者市民の情報へのアクセスと発信に非常に有効である一方で、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）が生じていることも事実です。

国においては、デジタル・ディバイドの解消に向けた積極的な取り組みが開始されているところですが、本市においてもその動向を踏まえ、障害者市民のIT活用を支援するための施策の検討が課題となっています。

##### 【今後の方向性】

情報バリアフリーの推進を図るため、点字・音声・手話・要約筆記・ファックス・コミュニティFM放送・市ホームページ等の活用により、障害特性に応じた行政情報の提供の充実に努めます。

市立図書館においては、視覚障害者や来館が困難な方に対し、知る権利を保障できるような方策を検討・実施します。

障害者市民のIT活用に向けた支援等、障害者市民が身近なところで円滑に情報を取得することができるよう支援します。

#### (5) 災害に強いまちづくりの推進

##### 【現状と課題】

障害者市民が安心して地域生活を送るためには防災対策の充実が不可欠です。

本市では、「箕面市地域防災計画」及び「箕面市防災都市づくり計画」に基づき、防災行政無線及びコミュニティFM放送の緊急放送設備による情報伝達網の整備、土砂災害危険地域にある双方向の情報伝達体制の確立に向けての協議、防災訓練の実施、特別避難施設の指定、防災活動用資機材及び災害医薬品等緊急物資の確保、「防災マ

ップ」の作成・配布等の取組みを実施してきました。また、地域住民による防災活動の支援と市民の防災意識の啓発を実施してきました。

また、平成18年(2006年)には、障害者市民や高齢者等を対象とした「災害時における要援護者安否確認・支援体制マニュアル」を策定し、風水害や震災等発生時の安否確認と避難支援体制の確立を図りました。

今後、様々な機会を捉えて災害時要援護者の登録勧奨と市民や事業所等地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組みの充実が求められます。

#### 【今後の方向性】

「災害時における要援護者安否確認・支援体制マニュアル」の見直し、具体方策の充足を図るとともに、様々な機会を捉えて災害時要援護者の登録勧奨を行い、また自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、地域ボランティア団体、民間事業者等との協働による障害者市民等在宅要援護者の災害発生時の安否確認・支援ネットワークの構築に努めます。

また、被災した在宅要援護者が自宅や避難所において見守りなどの福祉的支援を受けられるよう民生委員・児童委員、社会福祉協議会や民間事業所等地域の多様な社会資源の活用による地域防災力の向上に向けた仕組みを検討するとともに、在宅要援護者の福祉ニーズに基づくサービスへの連携を目的としたコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ることにより、災害発生時の初動からの対応・支援体制の充実に取り組みます。

## 2 雇用・就労の充実

### (1) 雇用促進と就労支援

#### 【現状と課題】

障害者市民の民間事業者への就労を促進するためには、事業主の協力・理解が不可欠であり、障害者市民に対して職場実習を含めた職業準備訓練から職場定着のためのフォローまでの一貫した支援を行う必要があります。

これらの取組みについては、平成8年度(1996年度)に(財)箕面市障害者事業団が設置した「箕面市障害者雇用支援センター」が核となって支援を実施し、平成15年度(2003年度)に「ふれあい就労支援センター ジョブアシストみのお」内への移転を行うなど、定員・機能の拡大を図ってきました。平成20年(2008年)には障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正が閣議決定され、平成23年度(2011年度)末に「障害者雇用支援センター」が廃止となることから、(財)箕面市障害者事業団が設置・運営してきた「箕面市障害者雇用支援センター」は、障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」及び支援法に基づく「就労移行支援」を一体的に実施する機関として運営されることとなります。

今後は、精神障害者が雇用率の算定対象とされたことや在宅就業障害者に対する支援強化など障害者雇用促進法に基づく新たな取組みを含め、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」のそれぞれの機能を効果的に発揮することにより、障害者市民の民間事業者への雇用促進・就労支援を図るため、引き続き積極的な取組みが必要となります。

支援法においては、障害者市民の一般就労への移行を促進する観点から、「就労移行支援」をはじめとする新たなサービスが創設されました。これら新サービスと、(財)箕面市障害者事業団を中心として進めてきた本市における取組みとの連携を図りながら、障害者市民の雇用促進と就労の支援の更なる充実を図っていくことが課題となっています。

市職員への雇用については、障害者市民を対象とした職員採用試験の実施などにより障害者市民の直接雇用に努めてきました。

民間事業者等への一般就労(一般雇用)や授産施設等への福祉的就労に加え、新たな就労の場(社会的雇用)の位置付けを明確にするため、本市独自の労働政策として、(財)箕面市障害者事業団の設立や、障害者事業所制度を創設してきました。今後、支援法に基づく新たな就労支援施策との整合を図っていくことが求められています。

大阪府では、平成 11 年度（1999 年度）から、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働等各分野の連携のもとに施策の創意工夫や改善を通して障害者市民等の雇用・就労機会の創出や自立支援に取り組む、いわゆる「行政の福祉化」の取組みが進められています。その中で、民間事業者等における障害者雇用の促進策の一環として、委託事業者の選定に当たって障害者市民等の雇用状況等を評価の基準に加えた「総合評価一般競争入札制度」の導入などが図られており、府下市町村に対してもこれらの取組みが求められています。

### 【今後の方向性】

障害者市民の民間事業者への雇用促進・就労支援については、今後も、(財)箕面市障害者事業団を核として、公共職業安定所（ハローワーク）等の各関係機関との連携を強化するとともに、支援法にもとづき新たに創設されるサービスとの連携を図りながら、なお一層の充実に努めます。

(財)箕面市障害者事業団及び障害者事業所について、支援法に基づき新たに創設される各種サービスや各種法施策との整合を図りつつ、その支援のあり方について検討を行い、総合的な視点から持続可能な制度の構築に努め、障害者市民の雇用の促進を図ります。

障害者市民の市職員への直接雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正などを踏まえ、法定雇用率の遵守はもとより、民間事業者に対する率先垂範の意味から、適正な雇用率の確保に努めます。

本市が出資・補助などを行っている法人に対し、障害者市民の雇用を進めるよう働きかけます。

大阪府において「行政の福祉化」の取組みの一環として実施されている委託事業者の選定に当たって、障害者市民等就職困難者の雇用状況や雇用への取組みを評価の基準とする「総合評価一般競争入札制度」等の先進事例について研究を行い、民間事業者等に対する障害者市民の雇用促進の誘導策について検討・実施します。

## (2) 多様な就労の場の確保と支援

### 【現状と課題】

市立通所授産施設あかつき園及びワークセンターささゆり両施設は、支援学校等の卒業者を対象に、利用者の進路決定に向けた支援を行う機関として、本人ニーズに基づく様々な取組みを行ってきましたが、重度・重複障害のある利用者が増加したことや、一般就労先・日中活動の場の不足により、利用者の滞留化が進行しています。今後は、これら両施設がその機能を十分発揮できるよう、日中活動の場の確

保や一般就労に向けた支援等とあわせた施策の充実を図る必要があります。

また、支援法に基づき、通所授産施設は、新たなサービス体系へと再編されることから、現状を十分に踏まえつつ、市立施設としての役割を明確にし、その移行を図る必要があります。

障害者福祉作業所については、支援法の施行を受け、その役割・機能の見直しが求められています。

(財)箕面市障害者事業団における日常生活の支援を含めた雇用障害者の職場定着に向けた取り組みや市立病院リハビリテーションセンターにおける職場復帰に向けた機能訓練等を実施することにより、障害者市民の就労支援に努めてきました。

今後は、ITを活用した雇用の促進、就労障害者の生活全般のサポートのあり方等について、(財)箕面市障害者事業団等関係機関との連携により、障害者市民の就労を支援するための体制を整備・充実する必要があります。

### 【今後の方向性】

通所授産施設である「市立あかつき園」については、支援法に基づき新たなサービスへの移行を図る必要があることから、現状を十分に踏まえつつ、市立施設としての役割・機能を明確にした上で、障害者市民の日中活動や一般就労支援の場として、「市立ワークセンターささゆり」も含めたサービスの再編を行います。

障害者福祉作業所については、個々の作業所の特色や現状を踏まえつつ、大阪府の取り組みとの整合を図りながら、支援法に基づく新たなサービスへの移行を基本として、制度の再編を行います。

障害者市民の就労を支援するため、国や府における調査・研究や新たな取り組みなどを踏まえ、(財)箕面市障害者事業団を核として、職業リハビリテーションを行う各関係機関との連携を図ります。

### 3 福祉サービスの充実

#### (1) 相談支援体制の充実

##### 【現状と課題】

身体・知的障害者及びその家族に対する相談支援体制については、平成8年(1996年)に総合保健福祉センター総合相談窓口を設置し、平成10年(1998年)には障害児(者)地域療育等支援事業、平成12年(2000年)には市町村障害者生活支援事業を開始するなど、整備を図ってきました。

また、精神障害者及びその家族に対する相談支援体制については、平成12年(2000年)に精神障害者地域生活支援事業を開始するとともに、平成14年度(2002年度)から精神保健福祉業務の一部が市の業務として位置づけられたことにより、市の総合相談窓口や精神障害者地域生活支援センター等における様々な相談業務の実践を通じて、その構築を進めてきました。

平成17年(2005年)に制定された支援法においては、障害者市民が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児やその家族、また、介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行うことを目的として、相談支援体制の更なる整備・充実が求められています。

##### 【今後の方向性】

社会福祉協議会在宅ケアセンターを核として、指定相談支援事業者等相談支援事業を行う各相談機関との連携を強化することにより、地域における障害者市民一人ひとりの自立生活を支援するための相談支援体制の充実に努めます。

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である「箕面市地域自立支援協議会」において、中立・公平な観点から相談支援事業の運営の評価、困難事例に関する協議・調整、地域における関係機関のネットワークの構築などに努めます。

精神障害者及びその家族を対象とした相談業務には専門的な知識が必要なことから、保健所や医療機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

障害者市民やその家族が各種サービスを有効に利用できるよう、また、事業者との対等な関係に基づいてサービス利用が図られるよう、情報提供体制や手法の充実に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

**【現状と課題】**

すべての障害者市民が地域の中で家族の介護や支援の有無にかかわらず安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が極めて重要であるという認識に立ち、平成15年度(2003年度)に導入された支援費制度において、障害者市民がより多くの選択肢の中からニーズに沿ったサービスを選択できるよう、障害特性に対応できる多様な事業者の参入促進及び確保に努めるとともに、身近な地域におけるサービス供給基盤の整備に努めてきました。

支援費制度の対象外であり、また、市町村における取組みが始まったばかりである精神障害者に対する地域生活支援施策については、精神障害者地域生活支援センターや保健所等の関係機関との連携の下、福祉サービス等の基盤の整備・充実に努めてきました。

平成17年(2005年)に制定された支援法においては、精神障害者を含め、身体・知的・精神の3障害共通の仕組みとして、市町村を基本とした障害福祉サービスの再編が行われました。

今後は、支援法に基づく障害福祉サービス等の整備・充実に努めながら、障害者市民の地域における自立した生活と社会参加を一層促進していくことが求められています。

また、支援法においては、発達障害や難病のかたは対象外とされましたが、支援法案に対する参議院の附帯決議として「障害者の範囲の検討については、障害者等の福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病等を含め、サービスを必要とする全ての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。」があげられており、今後の国の動向等を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、本市独自の取組みについても研究・検討が求められています。

在宅生活を送るに当たって、現行法制度上において医療行為と位置づけられている経管栄養や痰の吸引などを必要とする障害者市民が増加してきています。そのため、近年、国や自治体、医学界等様々な場で在宅医療のあり方や医療行為の範囲等が議論され、在宅における医療行為の範囲を、日常生活に必要な医療的な生活援助行為(いわゆる「医療的ケア」)と、治療としての医療行為とに分類して、日常的に「医療的ケア」を必要とする障害者市民への在宅生活支援のあり方に関する検討が進められつつあり、法制度の整備が求められています。

**【今後の方向性】****〔自立支援給付〕**

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、在宅生活を営む上での基礎となるサービスであることから、障害者市民一人ひとりの障害特性やニーズに対応できるサービス供給基盤の整備・充実に努めます。特に、支援法に基づき新たに創設されるサービス（行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）については、多様な実施主体による基盤整備に努めます。

短期入所サービス（ショートステイ）については、個々の障害特性や障害当事者及びその家族の利用ニーズの把握に努め、引き続き身近な地域でサービス利用ができるよう供給基盤の整備に努めます。

短期入所サービス以外の日中活動系サービス（生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童デイサービス）については、障害者市民の多様な日中活動の場を確保する観点から、障害者市民等のニーズに対応したバランスの取れたサービス基盤の整備・充実に努めます。

居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援）については、障害者市民の住まいの場として不可欠であることから、その整備・充実に努めます。特に、施設入所者や入院患者等が地域での生活を始める際に有効な場となることから、サービス基盤の充実策を検討・実施します。

**〔地域生活支援事業〕**

必須事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業）については、本市の地域特性や障害者市民等のニーズに対応し、適切な事業実施に努めます。また、社会福祉法人やNPO法人等、民間事業者への委託や補助により、多様なサービス基盤の確保に努めます。

任意事業については、本市の特性や障害者市民のニーズを踏まえ、これまで実施してきた各種サービスの継続を図るとともに、より必要性の高いサービスを優先的に実施します。

**〔その他の福祉サービス〕**

身体障害者配食サービスや障害者緊急通報システム等の既存福祉サービスや新たな福祉サービスについては、法制度の動向や障害者市民のニーズ等を踏まえ、必要に応じ実施します。

難病患者やターミナル患者の生活支援については、引き続き障害福祉施策の一環として実施します。

なお、ターミナル患者の生活支援等については、介護保険制度との整合を図るとともに、がん対策基本法の制定による国及び大阪府の動向を踏まえ、必要な施策展開に努めます。

**〔医療的ケアに関する対応〕**

「医療的ケア」を必要とする障害者市民が安心して地域での在宅生活を営めるよう、国及び大阪府に対して法制度の整備を要望していきます。また、法制度整備までの間、国における検討状況を踏まえ、保健・医療・福祉の連携を強化しながら、日常生活支援のあり方の研究を行います。

## 4 保健・医療の充実

### (1) 保健サービスの充実

#### 【現状と課題】

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、国において、21世紀における国民健康づくり運動である「健康日本21」が策定されました。これを受け、本市では、平成15年(2003年)に「健康日本21」の地方計画である「健康みのお21」を策定しました。「健康みのお21」では、第四次箕面市総合計画の柱である「安心な暮らし～健康で快適な生活をいつまでも～」を大目標とし、「乳幼児から高齢者までの生涯を通じた健康づくりの推進」及び「健康づくりを支える基盤の整備」を基本方針としています。

今後、「健康みのお21」との整合を図りながら、障害者市民が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスの充実を図る必要があります。

#### 【今後の方向性】

障害者市民の疾病の予防と早期発見のため、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。

特に、重度障害者については、乳幼児や中高年齢層を対象とする健康診査だけでなく、若年層においても基本健康診査を実施し、生涯を通じた健康管理の推進を図ります。

健康診査実施機関との連携を図りながら、支援を要する子どもや保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康教育や健康相談の充実に努めます。

### (2) 地域医療サービスの充実

#### 【現状と課題】

障害者市民が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

障害者市民が、必要に応じて一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、利用しやすい施設の整備、障害者理解への啓発などを行うため、市内医療機関との連携についての検討が必要です。

また、障害者市民の在宅生活を支援するため、各種施策の充実が求められています。

### 【今後の方向性】

障害者市民が身近な地域で安心して医療機関を受診することができるよう、市内の医療機関に対し、利用しやすい施設の整備を行うよう働きかけるとともに、障害者理解への啓発などを行い、ハード・ソフト両面における整備を促します。

在宅で療養中の障害者市民や難病患者がより安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関と連携し、適切な看護やリハビリテーションが受けられるよう体制の整備に努めます。

## (3) 医療的ケアに関する対応

### 【現状と課題】

痰の吸引、導尿、経管栄養、気管切開部位の管理、酸素吸入などの行為は、現行法制度上、医療行為として位置づけられ、主治医の指示を受けて看護師等が行うべきものとされています。これらの行為を必要とする障害者市民が医療機関での入院生活から地域での生活に移行するに当たっては、在宅生活の場においてもこれらの行為が不可欠であり、実態として家族が担っている例がほとんどです。

これらの行為は「医療的ケア」と呼ばれており、医療機関以外の生活の場を確保し、地域での生活を継続するためには、法制度の範囲内で必要なケアを提供できる体制を整備する必要があります。

### 【今後の方向性】

現行法制度上、医療行為と位置づけられている行為については、国における検討状況を踏まえながら、「医療的ケア」を必要とする障害者市民が医療機関以外の場において安心して生活できる法制度の整備に向け、国及び大阪府に対して要望を行います。

## (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

### 【現状と課題】

障害者市民が住み慣れた地域で自立生活を送るに当たっては、必要に応じ適切なリハビリテーションが提供される必要があります。特に、先天的な障害や疾病・事故による障害に付随して、二次障害の発生が予測される場合には、その予防・抑制のため、日常生活に根ざしたリハビリテーションを行う必要があります。また、事故や疾病を原因とする中途障害者については、急性期・回復期・維持期のそれぞれの時期において適切なリハビリテーションを行うことが必要です。

平成12年度(2000年度)から各都道府県において、急性期・回復期・維持期等、様々な病状や時期に応じたリハビリテーションを継続的かつ効果的に提供することを目的として、「地域リハビリテーション推進事業」が実施されてきましたが、医療制度改

革により平成 18 年度(2006 年度)から一定リハビリテーションを受けられる期間が疾病等により有期限化されました。

今後は、医療制度改革による影響を見極めるとともに、急性期及び回復期リハビリテーションを担う医療機関との連携や保健福祉の各サービスの調整のあり方について検討する必要があります。

**【今後の方向性】**

障害者市民が在宅での生活を円滑に送ることができるように、また、障害者市民の二次障害を防止するため、生活環境の調整や日常生活動作の訓練等のリハビリテーションを実施します。

市立病院においては、急性期及び回復期等のリハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅につなげることができるように関係機関との調整に努めます。

## 5 療育・教育の充実

### (1) 療育・幼児教育の充実

#### 【現状と課題】

障害児通園事業・相談事業・訪問を含めた機能訓練事業で構成する早期療育事業については、定員の拡大、療育プログラムの多様化、専門スタッフの充実などを図るとともに、障害児通園事業については、平成15年度(2003年度)に支援費制度が施行されたことに伴い、児童デイサービス事業として実施してきました。また、平成18年度(2006年度)からは、支援法に基づくサービスとして実施しています。

早期療育事業に加え、保育所における障害児保育の実施、市立幼稚園における障害児の優先入園の実施などにより、障害のある就学前の子どもに対するそれぞれのニーズに応じた早期療育体制の充実を図ってきました。

障害のある子どもの家族への支援の一環として、子ども相談室を設置するなど相談体制の整備に努めてきました。

今後も、療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた療育・相談体制を整備することが重要です。

#### 【今後の方向性】

保育所・幼稚園においては、「箕面市人権保育基本方針」や「箕面市人権教育基本方針」に基づき、障害の有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ保育・教育の推進を図ります。

児童デイサービス事業所(あいあい園)においては、療育プログラムの多様化、専門スタッフの資質の向上に努めます。

障害のある子どもが早い時期から必要な支援を受けるうえで、障害のある子どもの家族への支援体制を築くことが極めて重要です。このことから、障害のある子どもに関する療育相談窓口である「子ども相談室」を核として、関係機関等との連携を促進し、障害のある子どもの家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

## (2) 学校教育等の充実

## 【現状と課題】

学校教育の基本として、子ども一人ひとりに応じた教育活動の推進に努めるとともに、障害のある子ども及び障害への理解を深めるため、教職員に対する各種研修会を実施してきました。

「人権教育基本方針」に基づき平成13年度(2001年度)箕面市人権教育推進会議を設置し、箕面市障害児教育推進会議が果たしてきた障害児教育の推進を目的とした共同研修あるいは共同研究の充実を図るための機能をさらに発展させることとしました。

近年、「医療的ケア」を必要とする子どもへの対応が求められており、本市においては、平成15年度(2003年度)に箕面市重度障害児看護師補助金交付要綱を制定するとともに、現状の課題把握と今後の支援のあり方を検討することを目的に「医療的ケア懇談会」を設置しました。平成18年度(2006年度)には、大阪府において市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付要綱が定められ、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する公立小中学校に配置された看護師の報酬等に対する補助が制度化されたことに伴い、同事業の活用を図っています。

平成15年(2003年)3月に国が策定した「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)等の子どもに対しても適切な教育環境や教育内容を整えることが課題となっています。そのため、適切な教育的支援を効果的に行うための「個別の教育的支援計画」の策定や、地域における総合的な教育支援のための教育・福祉・医療等関係機関の連携協力体制としての「特別支援連携協議会」の設置など、教育体制の充実が求められています。

本市においては、箕面市特別支援教育推進委員会を設置し、各学校を支援するため、平成17年度(2005年度)「特別支援教育校内体制づくりの手引き」を作成するとともに、平成18年度(2006年度)から市教育センターに2名の巡回相談員を配置し、各校を巡回し、指導・助言を行っています。また、「箕面市支援教育連携実務者会議」を設置して、すべての障害のある子どもに対し、個々の障害の状況に応じた適切な教育や支援が受けられる体制の充実に努めています。

障害のある子どもやその家族の教育に関するニーズはより多様化しており、一人ひとりのニーズに対応した教育相談体制の充実が必要となっています。

社会経済情勢の変化とともに家庭環境が変化しており、放課後や夏休み等の長期休暇等に、障害のある子どもが学校以外で活動する場の確保が課題となっています。

学校施設の改善については、エレベーターの設置や校舎内段差の解消などにより、計画的に整備を行ってきました。なお、学校施設については、災害時における避難場所として位置づけられていることから、より一層バリアフリー化を推進する必要があります。

### 【今後の方向性】

平成12年度(2000年度)に策定した「箕面市人権教育基本方針」に基づき、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ中で障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもがお互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」に基づく国及び大阪府の動向を踏まえ、「箕面市支援教育連携実務者会議」を設置するなど、支援教育のあり方についての検討を進め、すべての障害のある子どもの教育的支援の充実に努めます。

「医療的ケア」を必要とする子どもが安心して地域の学校等で教育を受けられるよう、看護師資格の介助員の配置や、教職員対象の「医療的ケア研修」を行い、医療的ケア及び医療的ケアの必要な子どもの理解に努めます。また「医療的ケア」を必要とする障害者市民への在宅生活支援のあり方や特別支援教育等に関する国及び大阪府における検討状況を踏まえ、「医療的ケア懇談会」等において、教育・保健・医療・福祉の連携を強化しながら、教育現場における支援のあり方について研究・検討を行います。

障害のある子どもとその家族に対する教育相談については、市教育センターを中心として、関係機関等との連携を促進し、相談体制の整備・充実に努めます。

支援法の施行に伴い、短期入所サービスにおける日中利用及び障害者福祉センターで実施してきた「放課後教室」を再編し、日中活動の場として「日中一時支援事業」を創設し、障害のある子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた放課後や夏休み等の長期休暇等における活動の場の確保及びその支援に努めます。また、「箕面市新子どもプラン」との整合を図りながら、多様な活動の場の整備に努めます。

学校施設のバリアフリー化については、今後も計画的に推進します。

## 6 権利擁護施策の推進

### (1) 人権擁護・啓発の推進

#### 【現状と課題】

本市では、平成5年(1993年)に採択した「箕面市人権宣言」の趣旨を踏まえ、人権に関する施策の総合的推進を図るとともに、各種啓発活動を進めてきました。また、平成9年(1997年)に制定した箕面市まちづくり理念条例において、「まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める」と規定するとともに、平成15年(2003年)に制定した箕面市人権のまち条例では、市の役割として「人権尊重の視点で施策を推進すること」、市民の役割として「家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努めること」としています。

しかしながら、障害や疾病の有無、年齢、性別、民族の違いについての偏見や差別等による人権侵害は今もなお根強く存在しています。その表れとして、障害者市民が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から障害や障害者市民に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象(施設コンフリクト)も発生しています。これは、障害者市民が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっており、平成16年度(2004年度)には箕面市人権施策審議会における審議結果を踏まえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政が取り組むべき方向性を示す、「箕面市人権のまち推進基本方針」(平成17年度(2005年度)～平成22年度(2010年度))を策定したところです。

#### 【今後の方向性】

「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権行政の推進に努めます。また、これらの推進に当たっては、「市民の人権のまち実現の取組み」との連携を図ります。

「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権啓発の推進を図ります。

また、これらの啓発については、企画段階等初期の段階から、「箕面市人権啓発推進協議会」をはじめ多くの市民との協働により事業を進めます。

## (2) 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

本市では、平成15年度(2003年度)から社会福祉法に規定する福祉サービスを含めた全ての保健福祉サービスを対象とした「保健福祉苦情解決システム」を構築し、サービス利用者等からの相談・苦情への迅速かつ適切な対応を図るとともに、サービス提供時に発生した事故等に関し、市への報告等の仕組みを制度化し、保健福祉サービスの質の確保と向上を図り、利用者の権利擁護に努めてきました。

今後とも、同システムの運用を継続するとともに、大阪府や社会福祉法の規定により設置されている運営適正化委員会等の関係機関との連携の下、支援法に基づき新たに創設されるサービスを含めた全ての保健福祉サービス利用者の権利擁護に努めることが重要です。

近年、入所施設等における障害者市民に対する経済的・身体的虐待等が社会問題化するなど、障害者虐待への適切な対応が求められるようになっていきます。

支援法においては、「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うこと」が市町村の責務とされており、障害者市民等の権利擁護に関し、市町村としての積極的な取組みが求められています。

### 【今後の方向性】

保健福祉サービスにおける苦情の解決の仕組みを引き続き運用することにより、保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、サービス提供時に発生した事故に対して必要な指導・助言を行い、サービス利用者の権利擁護に努めます。

苦情解決の仕組みの活用を行いながら、大阪府等の各関係機関との連携を強化することにより、障害者市民に対する虐待への対応(早期発見、保護、防止等)を図ります。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく本市における児童虐待への対応の仕組み、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく本市における高齢者虐待等への対応の取組みを参考としつつ、障害者虐待への対応の仕組みの構築に努めます。

判断能力等にハンディキャップのある障害者市民等の財産権が保障され、円滑に福祉サービスが利用できるよう支援します。

虐待への対応を含めたこれら障害者市民の権利擁護に関しては、「箕面市地域自立支援協議会」において、相談支援事業者やサービス提供事業者等の関係機関との連携を図り、その推進に努めます。

## 7 スポーツ・文化活動等の充実

### 【現状と課題】

スポーツは、多くの市民にとって、自己の能力の開発や生きがいづくりに有意義なものであり、競技スポーツのみならず、楽しむスポーツに参加し、地域の人々との交流を活発に行うことは日常生活を豊かにするために必要なものです。このため、各種スポーツ教室の開催、スポーツ指導者の育成、地域でのスポーツ大会等市民交流の場としてのスポーツの振興を図るとともに、障害者市民を対象とした事業を実施するなど、障害者市民がこれらの活動に参加する機会の確保に努めてきました。

また、障害者市民に対して特定の機会を設けて参加の場を提供するだけでなく、日常的な活動を継続できるよう支援を行う必要があり、スポーツ施設のバリアフリー化や、施設職員の障害者理解を深めていくことが不可欠です。

文化・レクリエーション活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要であり、社会参加のうえで有効な手段です。このため、本市では各種事業を実施し、市民活動への支援を行うとともに、ガイドヘルパーの派遣対象に社会参加を位置づけるなど、障害者市民が参加しやすい条件づくりに努めてきました。

しかしながら、市が主催する講座・イベント等において、障害者市民への対応が十分図られていない場合も見られました。今後とも、障害の有無にかかわらず、希望する市民の講座等への参加機会の拡大が課題となっています。

### 【今後の方向性】

障害者市民を対象としたスポーツ・各種講座の実施、全市民が対象となっているスポーツ・各種講座への参加支援、スポーツ・文化鑑賞のための支援など、あらゆる角度からのスポーツ・文化活動等への参加を促進するため、市立施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害者市民のスポーツ・文化活動等への参加にかかる人的支援の充実に努めます。また、民間事業者に対してもこれらのことについて協力を働きかけます。

障害者市民を対象としたバリアフリースポーツを推進するとともに、障害の有無にかかわらず、多くの人気が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、ニュースポーツの普及を図ります。

障害の種別や程度等にかかわらず、障害者市民が各種講座等に気軽に参加できるよう支援します。また、障害者市民を対象とする事業についても、必要に応じて実施します。

## 8 推進基盤の整備

### (1) 社会基盤の整備・充実

#### 【現状と課題】

障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・労働・生活環境等行政各分野に及んでいます。これらすべての分野において、障害者市民の人権を尊重した施策展開を図ることができるよう、人権や福祉をテーマとした各種研修を実施するなど、市職員の資質向上に努めてきました。

また、障害者市民の自立生活においては、市民によるボランティアが重要な役割を果たしていることから、各種講習会の開催等を行ってきました。

社会福祉基礎構造改革の進展により、措置制度から契約によりサービスを利用する新たな仕組みへの移行が図られていることに伴い、障害者市民自らが福祉サービスを選択できるよう、民間事業者やNPO等を含め、サービス供給主体の多様化が図られてきています。

一方、長びく景気低迷により市の財政状況が逼迫している状況にあって、行財政運営においては、市民ニーズを踏まえ、限られた人材や財源を有効に活用した施策展開を図ることが求められています。

このような状況においては、「箕面市福祉のまち総合条例」の理念に則り、市民、事業者及び市が協働し、障害者市民のみならずすべての市民が一人の人間として尊重され、豊かに暮らすことのできる福祉のまちを築いていくことの意義はますます高まっています。今後、市職員の資質向上はもとより、民間事業者、NPO、市民ボランティア等との協働による社会基盤の整備・充実を図ることが不可欠です。

#### 【今後の方向性】

障害者施策の推進に当たっては、市職員の資質向上に努めるとともに、民間事業者、NPO、ボランティア等の社会資源との連携を強化します。特に福祉サービスにおいては、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターを核として、民間事業者等との連携を図り、障害者ケアマネジメントの理念に基づいた整備・充実に努めます。

### (2) 施策の推進体制の整備

#### 【現状と課題】

本市では、箕面市保健医療福祉総合審議会や同審議会の部会等の委員として、障害当事者や関係団体の代表者等の参加を得るなど、障害者施策の推進に当たって、障害当事者の意見反映に努めてきました。

また、障害者施策は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・労働・生活環境等行政各分野に及んでいることから、庁内における横断的組織である「人権行政推進本

部会議」や同「障害者施策部会」を核として、その総合的かつ効率的な推進を図るとともに、法令や制度等の変更に対応するため、必要に応じ行政機構等の整備を行ってきました。

社会福祉基礎構造改革の進展などめまぐるしく変化する社会情勢に的確に対応するため、障害当事者の意見をより効果的に反映できる方策を検討・実施しながら、行政システムの整備・充実を図るなど、障害福祉施策を総合的かつ効率的に推進する必要があります。

### 【今後の方向性】

障害者施策の着実な推進を目指し、本計画（二訂版）の進捗状況の点検や評価、計画の見直し、また新たな施策の検討などを行うため、基本法の趣旨を踏まえ、関係機関や団体、学識経験者、障害当事者を含む市民等で構成する機関を設置します。また、施策の推進に当たって、障害当事者の意見反映に努めます。

障害者施策は、行政各分野に及んでいることから、庁内における横断的組織である「人権行政推進本部会議」を核として、市職員の人権意識の向上を図るとともに、関係各課の連携を強化し、障害者施策の総合的かつ効率的な推進に努めます。

## 第2部 第2期障害福祉計画



## 第2部 第2期障害福祉計画

### 第1章 重点施策

「第2期障害福祉計画」の重点施策については、「第1期障害福祉計画」において、国及び大阪府の「基本指針」に沿って平成23年度（2011年度）に達成すべき数値目標が設定されていること、小規模通所授産施設や障害者福祉作業所などに対する支援法によるサービス体系への移行に係る経過措置期間が設けられていること、及び「第1期障害福祉計画」からの課題や市民ニーズに特別な変化がないことなどから、「第1期障害福祉計画」に掲げた重点施策を継承し、引き続き障害者市民にかかる施策の推進を図ることとします。

#### 1 新たなサービス体系の整備

支援法の施行に当たり、これまで身体障害、知的障害及び精神障害という障害種別ごとに実施されてきた福祉サービスについて、これら3障害共通のものとするともに、実施主体についても、障害者市民にとって最も身近な行政である市町村を基本とするなど、障害福祉施策の抜本的見直しが行われました。

新たなサービス体系は、大きくは、国がその種類や内容、利用者等の枠組みを定める「障害福祉サービス」と、市町村が地域特性に応じて柔軟な事業実施が行える「地域生活支援事業」により構成されています。

##### （1）障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス及び居住系サービスからなり、訪問系サービスにおいては、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」が創設され、障害の程度や特性に応じたきめ細かなサービス提供が可能となりました。

日中活動系サービスにおいては、障害者市民の就労促進を柱としつつ、デイサービス事業の再編など、障害者市民の日中における活動の場の多様化が図られました。

居住系サービスにおいては、これまでのグループホームが、障害の程度に応じたサービスが提供できるよう、「共同生活援助（グループホーム）」と「共同生活介護（ケアホーム）」に再編されました。

これら障害福祉サービスについては、障害者市民の地域での自立生活と社会参加を支援する観点から、本市における障害者市民の実態等を的確に把握し、必要な人に、必要な時、必要なサービスが提供できるよう努めます。

## (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業においては、「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」及び「地域活動支援センター事業」が必須事業として位置づけられるとともに、市町村の判断により実施することができる事業として、「訪問入浴事業」、「日中一時支援事業」及び「社会参加促進事業」等が任意事業として位置づけられました。

地域生活支援事業の実施に当たっては、これまで実施してきた既存サービスの再編を基礎としつつ、障害福祉サービスと相まって、障害者市民の地域での自立した生活と社会参加をより積極的に支援する観点を重視するとともに、第1次計画及び第2次計画における課題等を踏まえ、真に障害者市民が必要とするサービスの提供ができるよう創意と工夫に努めます。

## (3) サービス提供基盤の確保

障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス提供基盤を確保するための方策については、市立施設を核とし、市内既存サービス提供基盤を基礎にサービス提供基盤の整備を図るとともに、NPO法人等新たなサービス提供事業者の参入を促進し、多様な事業主体によるサービス提供体制の確保に努めます。

多様な事業主体の参入に向けた取組みについては、本市の障害福祉施策の状況やサービス利用状況等について、積極的な情報公開により事業者の参入意欲の高揚を図るとともに、事業参入や事業展開がしやすい環境面の検討を行います。また、大阪府や近隣市町との連携を図り、本市の地域特性を活かした新たなサービス基盤の確保方策の検討とその実現に努めます。

## 2 相談支援体制の充実・強化

障害者市民が地域において自立した生活を営むとともに、社会参加をする上で、障害福祉サービスやその他必要な情報提供を受け、また、適切な相談が受けられる体制を整備することが不可欠です。

本市においては、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに相談支援の拠点を設けるとともに、3障害への対応の拠点として箕面市社会福祉協議会に委託して「在宅ケアセンター」を設置するなど、相談支援体制の整備に努めてきました。

今後とも引き続き、身近な地域で必要な時に必要な相談が受けられるとともに、地域生活に有用な様々な情報提供が受けられるように既存の相談支援事業者を核として、相談支援体制の整備・充実に努めます。

また、障害者市民の地域における生活を支援するため、これらの相談支援事業において、権利擁護や賃貸住宅入居の支援などをあわせて実施します。

さらに、「箕面市地域自立支援協議会」において、これらの相談支援事業者を中心

とした地域の関係機関のネットワークの構築、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、権利擁護のために必要な支援や援助、地域の社会資源の開発や相談支援事業に対する事業評価システムの導入の検討などを通じて、障害者市民の地域生活を支えるネットワークの構築を進めるとともに、サービスの質の確保や向上にむけた相談支援体制の一層の充実をめざします。

### 3 施策の推進体制の構築

施策の進行管理について、「第1次計画」は「箕面市障害者市民施策推進協議会」において、「第2次計画」は「障害者基本法」の改正等の動向を踏まえ、本市の附属機関である保健医療福祉総合審議会の「障害者長期計画部会」において、計画の進捗状況の把握・評価を行うなど進行管理を行ってきました。

また、本市独自の取組みとして、本市の全ての施策及び事務事業について、多様な市民ニーズに対して限られた市の経営資源を最適に活用するために、平成12年度（2000年度）から行政評価制度を導入し、成果志向の行財政運営に取り組んでいます。

障害者施策の計画的かつ効果的な推進を図るため、本計画（二訂版）の進捗状況と成果については、行政評価制度と整合を図りながら評価・検証し、障害者施策の改善改革につなげていく恒常的な仕組みを検討・構築します。

## 第2章 障害者市民の状況及び施策の実施状況

### 1 総人口及び障害者手帳等所持者数

#### (1) 総人口

【表1：各年4月1日現在】 (単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年
18歳未満	21,426	21,181	21,235
18歳以上	105,422	105,602	105,626
合計	126,848	126,783	126,861

#### (2) 身体障害者手帳所持者数

【表2：平成18年4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	62	26	17	11	1	7	124
18歳以上	1,173	623	611	950	169	162	3,688
合計	1,235	649	628	961	170	169	3,812

【表3：平成19年4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	62	24	20	11	1	7	125
18歳以上	1,341	680	666	1,017	179	167	4,050
合計	1,403	704	686	1,028	180	174	4,175

【表4：平成20年4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	66	28	20	13	1	7	135
18歳以上	1,250	644	658	1,042	184	172	3,950
合計	1,316	672	678	1,055	185	179	4,085

## (3) 療育手帳所持者数

【表5：平成18年4月1日現在】 (単位：人)

	A	B 1	B 2	合計
18歳未満	127	46	84	257
18歳以上	207	114	79	400
合計	334	160	163	657

【表6：平成19年4月1日現在】 (単位：人)

	A	B 1	B 2	合計
18歳未満	146	53	96	295
18歳以上	198	115	78	391
合計	344	168	174	686

【表7：平成20年4月1日現在】 (単位：人)

	A	B 1	B 2	合計
18歳未満	150	64	99	313
18歳以上	186	113	81	380
合計	336	177	180	693

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び旧精神通院公費医療受給者数

## 精神障害者保健福祉手帳所持者数

【表8：平成18年4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	2	3	5
18歳以上	64	227	36	327
合計	64	229	39	332

【表9：平成19年4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	5	2	7
18歳以上	62	249	39	350
合計	62	254	41	357

【表10：平成20年4月1日現在】 (単位：人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	2	1	3
18歳以上	63	274	43	380
合計	63	276	44	383

旧精神通院公費医療受給者数

【表11：平成20年4月1日現在】(単位：人)

合計	1,038
----	-------

(5) 障害程度区分認定状況(平成20年4月1日現在)

【表12：判定総数】(単位：人)

非該当	0
区分1	19
区分2	73
区分3	103
区分4	73
区分5	50
区分6	74
合計	392

障害種別ごとの内訳

【表13：身体障害者】 (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
非該当							0
区分1	4		1	2			7
区分2	11	9		1		1	22
区分3	7	8	8	4			27
区分4	5	7	1	1	1		15
区分5	13	5	1	1		1	21
区分6	51	11	1	1	1	1	66
合計	91	40	12	10	2	3	158

【表14：知的障害者】 (単位：人)

	A	B1	B2	合計
非該当				0
区分1	1	6		7
区分2	5	18	9	32
区分3	32	20	5	57
区分4	40	6	3	49
区分5	43	1	1	45
区分6	55	2	1	58
合計	176	53	19	248

【表15：精神障害者】 (単位：人)

	1級	2級	3級	通院他	合計
非該当					0
区分1		4		3	7
区分2	1	14	2	6	23
区分3		24	1	8	33
区分4		18	1	12	31
区分5		4		1	5
区分6				12	12
合計	1	64	4	42	111

判定総数と障害種別ごとの合計（表13・表14・表15の合計）が異なるのは、障害者手帳を重複して所持する方がいるためです。

## 2 第1期計画での行動目標における実施状況

第1期計画は、平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）までの事業計画を立案し、行動目標を掲げた実施計画でしたが、下記のとおり、年度が終了した平成18年度（2006年度）及び平成19年度（2007年度）における実施状況を取りまとめました。

この結果を踏まえ、今後の方向性を見定め、新たな計画を策定し、事業の進捗管理を行います。

### （1）生活環境の整備

#### 都市施設の整備

行動目標	平成18年度実施状況	平成19年度実施状況
市有建築物等のバリアフリー化の推進	車椅子用便所の設置1件（箕面文化・交流センター）	スロープの設置1件（コミュニティセンター西小会館） 車椅子用便所の設置1件（東小学校）
歩きやすい歩道の整備促進	歩道段差の改良（交通安全施設整備事業） ・平成18年度整備22箇所 ・平成19年4月1日対象箇所整備率79.8%	歩道段差の改良（交通安全施設整備事業） ・平成19年度整備25箇所 ・平成20年4月1日対象箇所整備率80.4%
「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導	大阪府福祉のまちづくり条例委任事務に基づく建築物設置工事協議件数30件 箕面市まちづくり推進条例に基づく建築物設置工事協議件数11件	大阪府福祉のまちづくり条例委任事務に基づく建築物設置工事協議件数42件 箕面市まちづくり推進条例に基づく建築物設置工事協議件数11件

#### 移動支援の充実

行動目標	平成18年度実施状況	平成19年度実施状況
民間事業者に対するノンステップバス導入支援	路線バス事業者に対して、低公害ハイブリッドノンステップバス1台の導入補助を実施 平成18年度末ノンステップバス導入延べ台数（市補助）計6台	低公害ノンステップバス導入に係る大阪府補助の打ち切りにより、平成19年度は未実施 低公害型でないノンステップバスの導入補助を平成20年度から実施予定 平成19年度末ノンステップバス導入延べ台数（市補助）計6台

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
鉄道駅におけるエレベーター等の設置支援	鉄道事業者の桜井駅バリアフリー化工事に対する補助を実施 桜井駅のバリアフリー化工事は、平成 18 年度で完了	牧落駅のバリアフリー化に向けた、鉄道事業者との協議・調整を実施 障害者団体へ事業概要説明を市と鉄道事業者と合同で実施 牧落駅のバリアフリー化工事を平成 20～22 年度の 3 ヶ年で実施予定
「箕面市交通バリアフリー基本構想」における「特定経路」の整備促進	市道中央線の段差改良を実施	ささゆり園周辺（市道西小路滝ヶ花 3 号線）の路肩部カラー着色の実施（準特定経路）
公共施設巡回福祉バス運行事業の実施及び事業展開についての整理	排ガス規制による車両の年次的計画に基づき、基準適合車両（マイクロバス 1 台）を購入	箕面市内バス路線網整備研究会議において Mバスの運行形態等について検討
福祉予約バス利用対象者等の見直しによる制度充実	本市所有車両と借上車両による運行形態の効率化の検討 （結果）平成 19 年度運行台数の 6 台を確保し、全てを借上車両により運行するとともに、専任の運行管理者を設置することとし、加えて介助員の増員を行うこととなった。	全車両借上（6 台）と運行管理者の配置による効率的な運行を実施し、介助員 1 名を増員し、計 3 名体制とした。
福祉有償運送実施事業者に対する適切な指導及び福祉有償運送運営協議会の運営	市内事業者による福祉有償運送事業届出 1 件 大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会 審議案件数 12 件	大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会 審議案件数 31 件

### 住宅の確保

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
公営住宅等のバリアフリー化の推進	牧落住宅において、各階段に手すりを設置	車いす常用者世帯の空家募集 1 件 住戸改善事業 4 件（手すりの設置）
高齢者・重度身体障害者等住宅改造助成事業による民間住宅等のバリアフリー化の支援	大阪府において「高齢者円滑入居登録賃貸住宅」に登録している住宅に関して、バリアフリーリフォーム工事を行う場合に補助金を交付しており、広報紙による案内を実施 市重度身体障害者住宅改造助成事業 1 件	市重度身体障害者住宅改造助成事業 1 件 大阪府住宅リフォームマイスター制度（府民が安心して住宅リフォームを行えるよう信頼性の高い事業者の情報を提供する制度）の PR と、窓口に登録団体・事業者名簿を閲覧できるようにした。

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
障害者市民の円滑な民間賃貸住宅への入居支援の仕組みの構築	地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施	地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 「あんしん賃貸支援事業」のPRに努めると共に、大阪府宅地建物取引協会箕面支部に対し、「あんしん賃貸支援事業」の理解と協力を求めた。また、福祉部門と連携して実施できるように協議を行った。
「あんしん賃貸支援事業」の活用による住宅困窮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	大阪府において、「大阪あんしん賃貸支援事業」についての概要説明の実施及び事業実施要領の策定	「あんしん賃貸支援事業」のPRに努めると共に、大阪府宅地建物取引協会箕面支部に対し、「あんしん賃貸支援事業」の理解と協力を求めた。また、福祉部門と連携して実施できるように協議を行った。

情報バリアフリーの推進

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
点字・音声テープによる行政情報の充実	点字版・音声版広報紙の発行 点字版・音声版市議会だよりの発行 点字版・音声版各種福祉サービス利用案内、(「障害福祉サービスの案内」の発行) 「声と点字の読書情報」の発行 行政通知点訳パイロット事業(健康福祉部内の個人宛通知文を点字化し、希望者に送付) 希望者数 14 人(延べ 82 件) 障害者福祉センターささゆり園図書コーナーに点字図書を設置し、閲覧・貸出し 所蔵数 107 タイトル	点字版・音声版広報紙の発行 点字版・音声版市議会だよりの発行 点字版・音声版各種福祉サービス利用案内、(「障害福祉サービスの案内」の発行) 「声と点字の読書情報」の発行 行政通知点訳パイロット事業(健康福祉部内の個人宛通知文を点字化し、希望者に送付) 希望者数 17 人(延べ 106 件) 障害者福祉センターささゆり園図書コーナーに点字図書を設置、閲覧・貸出し 所蔵数 120 タイトル
視覚障害者等が利用しやすく情報を容易に入手できる市ホームページの作成	画面読み上げソフト対応など、障害者等が利用しやすいホームページの作成を実施	画面読み上げソフトなどに対応した表記に努めるなど、障害者が利用しやすいホームページの作成を実施 広報紙音声版を市ホームページにも掲載

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
聴覚障害者等を対象とした市窓口等におけるコミュニケーション手段の確保	市立総合保健福祉センターに手話通訳者として臨時職員を2人配置（常勤換算1人相当） ファックス緊急通報システムの運用	市立総合保健福祉センターに手話通訳者として非常勤職員を2人配置 ファックス及び電子メールによる緊急通報システムの運用 議会傍聴時におけるコミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣制度）の活用について広報
視覚障害者等に対する図書館サービスの充実	録音図書の貸出・作成 所蔵数 768 タイトル 対面朗読サービスの実施 80 件 身体障害者市民の予約図書の宅配サービスの実施 16 回 障害者デイサービスへの移動図書館巡回 17 回	録音図書の作成 所蔵数 778 タイトル 録音図書の貸出 891 件（延べ 2,553 本） 対面朗読サービスの実施 68 件 地域活動支援センターへの移動図書館巡回 16 回 点字版・音声版「声と点字の読書情報」の発行 音声版「箕面市立図書館だより」の発行

災害に強いまちづくりの推進

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
災害時における安否確認実施機関のネットワーク化	各種団体が参加する社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動推進委員会において、災害時の取り組みをテーマに、研修および意見交換を実施 開催数 3 回	社協主催での防災講習会を小学校区単位で開催。自治会をはじめ校区内の地域団体へ呼びかけネットワークづくりの必要性を確認した。3 地区開催（西南、萱野北、中） 災害時要援護者情報登録申請に基づく「災害時要援護者登録名簿」作成を市民安全政策課が行い、民生委員・児童委員と名簿を共有することにより、民生委員・児童委員による災害時安否確認体制を整備

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施	<p>8月25日に実施した「平成18年度豊能地区3市2町合同防災訓練」は従来の実働型から訓練形態を変更し、防災担当・防災関係機関による図上シミュレーション訓練を実施</p> <p>社会福祉協議会により市内在住の高齢者や障害者に対し、家具の転倒、落下物の防止対策である震災対策支援サービスを市内全域で実施（175件）</p>	<p>8月27日に実施した「平成19年度豊能地区3市2町合同防災訓練」において、防災担当・防災関係機関による図上シミュレーション訓練を実施</p> <p>地域防災訓練（4回）、防災イベント・講座・出前説明会（計19回）を実施し、災害時における地域住民の「共助」の重要性について啓発を行った。</p> <p>社会福祉協議会により市内在住の高齢者や障害者に対し、震災対策支援サービスとして、家具の転倒、落下物の防止対策器具の取り付けを実施（52件）</p> <p>社会福祉協議会により震災対策支援サービスによる器具取付完了者へ防災に関する啓発・継続のため、防災グッズを配布（216件）（取付完了者 平成17年（41件） 平成18年（175件））</p>

（2）雇用・就労の支援体制の充実

雇用促進と就労支援

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
箕面市障害者雇用支援センターを核とした民間企業への雇用促進・就労支援の充実	<p>障害者雇用支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用（入所）者数 身体障害者5人 知的障害者16人 精神障害者3人 計24人</li> <li>・就職者数 身体障害者1人 知的障害者7人 精神障害者1人 計9人</li> <li>・訓練生奨励金の支給 20人</li> </ul>	<p>障害者雇用支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用（入所）者数 身体障害者6人 知的障害者20人 精神障害者6人 計32人</li> <li>・就職者数 身体障害者4人 知的障害者9人 精神障害者1人 計14人</li> <li>・訓練生奨励金の支給 25人</li> </ul>

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
<p>箕面市障害者雇用支援センターを核とした民間企業への雇用促進・就労支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場実習訓練事業所協力金の支給 14 事業所、209 人（日）</li> <li>・ 職場定着支援（フォローアップ件数） 事業所訪問 468 件 家庭訪問 21 件</li> <li>・ センターでの相談 715 件 他所での相談 41 件 修了者の集いでの相談 266 件 計 1,511 件</li> <li>・ 民間事業主に対する啓発など</li> <li>・ 「事業団だより」（財団法人箕面市障害者事業団）No. 30、31、32 に記事掲載</li> <li>・ ホームページによる情報発信</li> <li>・ ジョブコーチ・ネットワーク会議にてポスターセッション参加</li> <li>・ 全国自閉症者施設協議会にて発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場実習訓練事業所協力金の支給 14 事業所 124 人（日）</li> <li>・ 職場定着支援（フォローアップ件数） 事業所訪問 353 件 家庭訪問 4 件</li> <li>・ センターでの相談 1,036 件 他所での相談 65 件 修了者の集いでの相談 287 件 計 1,745 件</li> <li>・ 民間事業主に対する啓発など</li> <li>・ 「事業団だより」（財団法人箕面市障害者事業団）No. 33、34 に記事掲載</li> <li>・ ホームページによる情報発信</li> <li>・ ジョブコーチ・ネットワーク会議にて実践発表</li> <li>・ 大阪府立豊中養護学校「学校協議会」に委員参加</li> </ul>
<p>障害者市民を雇用する事業所等への支援を通じた雇用促進・就労支援の充実</p>	<p>障害者雇用事業所金利軽減事業 利用件数 3 件</p>	<p>障害者雇用事業所金利軽減事業 利用件数 3 件</p>
<p>市における障害者職員雇用率 3 % の達成</p>	<p>6 月時点における本市の障害者雇用率 職員全体数 1,233 人 対象職員数（内、重度）27 人（9 人）、雇用率 2.92%</p>	<p>6 月時点における本市の障害者雇用率 職員全体数 1,232 人 対象職員数（内、重度）26 人（9 人） 雇用率 2.84%</p>

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
<p>本市が出資・補助等を行っている法人に対する障害者市民の雇用拡大に向けた働きかけ</p>	<p>外郭団体等における障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)箕面市社会福祉協議会 職員全体数 107 人 対象職員数(内、重度) 2 人(2 人) 雇用率 3.74%</li> <li>・(社福)あかつき福祉会 職員全体数 95 人 対象職員数(内、重度) 3 人(2 人) 雇用率 5.26%</li> <li>・(財)箕面市障害者事業団 職員全体数 54 人 対象職員数(内、重度) 20 人(19 人) 雇用率 72.2%</li> </ul>	<p>外郭団体等における障害者雇用率(6月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)箕面市社会福祉協議会 職員全体数 114 人 対象職員数(内、重度) 2 人(1 人) 雇用率 2.63%</li> <li>・(社福)あかつき福祉会 職員全体数 109 人 対象職員数(内、重度) 2 人(2 人) 雇用率 4.44%</li> <li>・(財)箕面市障害者事業団 職員全体数 52 人 対象職員数(内、重度) 20 人(19 人) 雇用率 75.0%</li> </ul>
<p>(財)箕面市障害者事業団等の社会的雇用の場への支援</p>	<p>(財)箕面市障害者事業団運営補助 25,091,000 円</p> <p>(財)箕面市障害者事業団への市委託事業 市公園花壇管理事業、市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務</p> <p>(財)箕面市障害者事業団 障害者職員数 20 人 障害者市民何でも相談事業の実施 相談件数実績 82 名、108 件 事業団内実習の実施 実習受入実績 延べ 60 名、334 日</p> <p>「財団法人箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、(財)障害者事業団から障害者事業所 4 カ所に対し、障害者雇用助成金 98,747,000 円を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者事業所 障害者数 61 人 援助者数 15 人</li> </ul>	<p>(財)箕面市障害者事業団運営補助 23,872,000 円</p> <p>(財)箕面市障害者事業団への市委託事業 市公園花壇管理事業、市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務</p> <p>(財)箕面市障害者事業団 障害者職員数 19 人 障害者市民何でも相談事業の実施 相談件数実績 74 名、89 件 事業団内実習の実施 実習受入実績 延べ 38 名、219 日</p> <p>「財団法人箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、(財)箕面市障害者事業団から障害者事業所(4箇所)に対し、障害者雇用助成金 105,121,000 円を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者事業所 障害者数 63 人 援助者数 16 人</li> </ul>

(3) 保健・医療の充実

保健サービスの充実

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
生涯を通じた健康管理の推進	在宅障害者健康管理事業 対象者 299 人 受診者 77 人 受診率 25.8 % 元気リハビリ教室 未実施 青空クラブ（脳卒中再発予防教室） 実参加者数 24 人 延べ参加者数 192 人	在宅障害者健康管理事業 対象者 301 人 受診者 27 人 受診率 9.0 % 元気リハビリ教室 未実施 青空クラブ（脳卒中再発予防教室） 実参加者数 31 人 延べ参加者数 197 人
保健師や理学療法士等による訪問など相談・支援体制の充実	老人保健事業で対応 訪問実人数 106 人（40～64 歳）	老人保健事業で対応 訪問実人数 102 人（40～64 歳）
生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のための健康教育や健康相談の充実	老人保健事業で対応 開催回数 447 回 延べ参加者数 6,791 人 （健康増進課実施分）	老人保健事業で対応 開催回数 486 回 延べ参加者数 7,124 人 （健康増進課実施分）
各関係機関との連携強化による保健サービスの充実	障害者福祉調整会議 開催回数 9 回 延べ 72 機関	障害者福祉調整会議 開催回数 12 回 延べ 69 機関

地域医療サービスの充実

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ	大阪府福祉のまちづくり条例委任事務に基づく建築物設置 工事協議 診療所 5 件	大阪府福祉のまちづくり条例委任事務に基づく建築物設置 工事協議 病院・診療所 6 件

第2部 障害福祉計画

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
障害者理解のための啓発の推進	(財) 障害者事業団への啓発講座等実施委託(全3回実施) 精神障害者市民地域交流事業(ハートフルみのお)開催	(財) 障害者事業団への啓発講座等実施委託(全3回実施) 精神障害者市民地域交流事業(ハートフルみのお)開催
医療を受けやすくするための各種助成	身体障害者・知的障害者医療費助成 ・対象者 752 人 ・医療費助成額 116,049,995 円 ・食事療養費助成額 17,584,350 円 ・訪問看護利用料助成費 746,330 円 機能訓練医療費助成事業 機能訓練 91 人 930 件 延べ 3,960 回 障害児(者)個室入院料助成事業 実績なし	身体障害者・知的障害者医療費助成 ・対象者 768 人 ・医療費助成額 127,268,436 円 ・食事療養費助成額 21,005,450 円 ・訪問看護利用料助成費 817,400 円 機能訓練医療費助成事業 機能訓練 80 人 657 件 延べ 1,410 回 障害児(者)個室入院料助成事業 1 件 9 日 63,000 円
地域の医療機関との連携強化による在宅療養中の障害者市民や難病患者への支援体制の整備	訪問看護事業 訪問回数 4,302 回、(内障害者 51 回、難病患者 1,702 回) 障害者 = 障害者医療証を使用する方 難病患者 = 特定疾患医療受給者証を使用する方	訪問看護事業 訪問回数 4,227 回 (内障害者 23 回・難病患者 1,696 回) 障害者 = 障害者医療証を使用する方 難病患者 = 特定疾患医療受給者証を使用する方

在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
「えいど工房」を核とした住宅改造の助言、生活支援機器等の紹介などによる障害者市民の在宅生活を支援する体制の整備	福祉用具展示・相談事業 相談 176 件 福祉用具貸出 545 件 講座 参加者 11 人 来場者 1,094 人	福祉用具展示・相談事業 相談 188 件 福祉用具貸出 396 件 来場者 1,143 人
市立病院との連携による在宅リハビリテーションやその他の支援の推進	在宅リハビリテーション 訪問指導 682 件 訪問看護 790 件 訪問リハビリテーション 利用件数 3,586 件	在宅リハビリテーション 訪問指導 474 件 訪問看護 791 件 訪問リハビリテーション 利用件数 3,279 件

( 4 ) 療育・教育の充実

療育・幼児教育の充実

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
「障害児保育の手引き」に基づく市立(民間)保育所における障害児保育の充実	保育士の障害児担当の配置 (平成 18 年 4 月 1 日現在) 27 人(市立 24 人、民間 3 人) 市内保育所における障害児保育児童(平成 19 年 3 月 31 日現在) 47 人(市立 7 所 44 人 民間 3 所 3 人) 障害児保育運営協議会・障害児保育研修等を開催	保育士の障害児担当の配置 (平成 19 年 4 月 1 日現在) 30 人(市立 27 人、民間 3 人) 市内保育所における障害児保育児童(平成 20 年 3 月 31 日現在) 46 人(市立 6 所 41 人、民間 4 所 5 人) 障害児保育運営協議会・障害児保育研修等を開催
市立幼稚園における障害児教育の充実	障害児介助員の配置 5 園 13 人 障害児優先入園 5 園 18 人 障害児入園検討会の開催 5 回	障害児介助員の配置 5 園 18 人 障害児優先入園 5 園 27 人 障害児入園検討会の開催 5 回
療育プログラムの多様化、専門スタッフの資質向上による早期療育事業の充実	早期療育事業従事職員体制 専任参事(1)、分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(5)、心理相談員(専任2) 障害児通園事業所 実利用人数 58 人 延べ 3,033 日 「子ども相談室」における発達相談及び早期療育に関する総合相談 受付数 447 人 面接・訪問 599 回 電話相談 199 件 他機関連携 190 回 機能訓練・機能訓練訪問指導 機能訓練 4,858 回 機能訓練訪問指導 274 回 難聴教室 対象児 7 人 延べ 80 日 早期療育事業実務者会議 開催 12 回 研修会 2 回	早期療育事業従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任2)、事務(専任1) 障害児通園事業所 実利用人数 70 人 延べ 2,924 日 発達相談「ゆう」における発達相談及び早期療育に関する総合相談 受付数 275 人、面接・訪問 785 回、他機関連携 244 回、電話相談 104 件 機能訓練・機能訓練訪問指導 機能訓練 4,876 回 機能訓練訪問指導 214 回 難聴児教室 対象児 7 人 延べ 80 日 早期療育事業実務者会議 開催 12 回 研修会 1 回

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
「子ども相談室」を核とした各関係機関との連携強化による障害のある子どもの家族に対する相談・支援体制の充実	「子ども相談室」における発達相談及び早期療育に関する総合相談 受付数 447 人 面接・訪問 599 回 電話相談 199 件 他機関連携 190 回	発達相談「ゆう」における発達相談及び早期療育に関する総合相談 受付数 275 人 面接・訪問 785 回 電話相談 104 件 他機関連携 244 回

学校教育等の充実

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
市立小中学校等において、障害のある子どもが適切な教育を受けられる体制の充実	障害児介助員の配置（平成 18 年 5 月 1 日現在） 学校数 17 校、介助員数 49 人、対象障害児数 187 人 障害児介助員の研修回数 非常勤職員 5 回 臨時職員 2 回 障害児学校送迎事業（市立小中学校等への送迎）対象児 32 人（内、6 人は、雨天、行事のみ） 重度障害児看護師補助金交付事業 対象児 2 人 重度障害児送迎事業（養護学校等への送迎）対象児 3 人	障害児介助員の配置（平成 19 年 5 月 1 日現在） 学校数 18 校、介助員数 57 人、対象障害児数 197 人 障害児介助員の研修回数 非常勤職員 5 回 臨時職員 2 回 障害児学校送迎事業（市立小中学校等への送迎）対象児 32 人（内 8 人は、雨天、行事のみ） 重度障害児看護師補助金交付事業の実施 対象児 2 人 重度障害児送迎事業（養護学校等への送迎）対象児 3 人
各種研修会の実施による教職員の資質向上	人権教育研修（障害教育） 3 回 特別支援教育研修 9 回	人権教育研修 4 回 特別支援教育研修 5 回
教育・保健・医療・福祉の連携強化による教育現場における「医療的ケア」を必要とする子どもへの支援のあり方についての研究・検討	医療的ケア懇談会 9 回 重度障害児看護師補助金交付事業 対象児 2 人	医療的ケア懇談会 7 回 重度障害児看護師補助金交付事業 対象児 2 人

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
市教育センターを核とした各関係機関との連携強化による障害児教育相談体制の整備・充実	障害児相談員による教育相談（週2回） 相談件数 542 件 相談者数 42 人	障害児相談員による教育相談（週2回） 相談件数 708 件 相談者数 52 人
障害のある子どもの放課後や長期休暇期間中等における活動の場の確保	学童保育実施事業 障害児 78 人 12 学校 子どもたちの自由な遊び場開放事業 児童数 78 人 児童デイサービス推進事業（放課後教室） 週2回 定員 8 人 延べ 639 人 （平成 18 年 10 月以降は地域生活支援事業の日中一時支援事業として実施） 障害児社会体験支援事業（らいとぴあ 21） 小学生対象 年 32 回 延べ 187 人 中高生対象 年 34 回 延べ 105 人	学童保育実施事業 障害児 79 人 12 学校 子どもたちの自由な遊び場開放事業 児童数 79 人 地域生活支援事業の日中一時支援の実施 実利用者数 77 人（延べ 502 人）、利用日数延べ 917.75 日 障害児社会体験支援事業（らいとぴあ 21） 小学生対象 年 37 回 延べ 229 人 中高生対象 年 27 回 延べ 131 人
「箕面市新子どもプラン」に基づくフリースペースの確保による障害のある子どもの放課後や長期休暇期間中等における活動の場の充実	「箕面市新子どもプラン」に基づく、フリースペースの確保による障害のある子どもの放課後や長期休暇期間中等における活動の場のあり方を検討	「箕面市新子どもプラン」に基づく、フリースペースの確保による障害のある子どもの放課後や長期休暇期間中等における活動の場のあり方を検討
「市有建築物保全計画」との連携による市立小中学校施設のバリアフリー化の推進	東小学校校舎、豊川北小学校屋内運動場に多目的トイレを設置 西小学校、萱野東小学校、中小学校養護教室にエアコンを設置 北小学校、西南小学校、第一中学校の廊下等に手すりを設置	東小学校屋内運動場に多目的トイレを設置 第三中学校支援教室にエアコンを設置 北小学校の廊下等に手すりを設置

(5) 権利擁護施策の推進

人権擁護・啓発の推進

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現	<p>箕面市人権のまち推進基本方針（平成 17 年～平成 22 年）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題に係る相談体制の整備</li> <li>・人権侵害に係る救済方策の確立に向けた検討</li> <li>・人権施策等の評価に関する検討については、今後の検討課題とすることを位置づけ</li> </ul>	<p>箕面市人権のまち推進基本方針（平成 17 年～平成 22 年）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題に係る相談体制の整備</li> <li>・人権侵害に係る救済方策の確立に向けた検討</li> <li>・人権施策等の評価に関する検討については、今後の検討課題とすることを位置づけ</li> </ul>
「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進	<p>人権教育推進学習会の開催 開催回数 7 回、延べ参加者数 439 人</p> <p>「みのお市民人権フォーラム 2 1st」事務局及び実行委員会に、市各部局室から参画</p> <p>（財）障害者事業団への啓発講座等実施委託（全 3 回実施）</p> <p>精神障害者市民地域交流事業（ハートフルみのお）開催</p>	<p>人権教育推進学習会の開催 開催回数 7 回、延べ参加者数 392 人</p> <p>「みのお市民人権フォーラム 2 2nd」事務局及び実行委員会に、市各部局室及び教育委員会各部から参画</p> <p>（財）箕面市障害者事業団への啓発講座等実施委託（全 3 回実施）</p> <p>精神障害者市民地域交流事業（ハートフルみのお）開催</p> <p>人権教育推進会議の運営 開催回数延べ 12 回 延べ参加者数 275 人</p>

福祉サービス利用者の権利擁護の推進

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
「保健福祉サービスにおける苦情解決の仕組み」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進	<p>苦情解決システムの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉苦情調整専門員 2 人</li> <li>・同専門員をオブザーバーとして、市民及び福祉サービス提供事業者等向けに「高齢者・障害者の虐待に関するシンポジウム」を開催した</li> <li>・相談・苦情件数 87 件（内、障害関係 2 件）、事故報告件数 80 件（内、障害関係 0 件）</li> </ul>	<p>苦情解決システムの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉苦情調整専門員 2 人</li> <li>・相談・苦情件数 87 件（内、障害関係 6 件）、虐待（疑いを含む）把握件数 22 件（内、障害関係 0 件）、事故報告件数 100 件（内、障害関係 6 件）</li> </ul>

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
障害者市民等の地域生活を支援するための権利擁護の推進	地域福祉権利擁護事業：（社福）社会福祉協議会による運営 相談・問合せ 141 件 契約件数 23 件（内、障害者 17 件） 成年後見制度推進事業 実績なし	地域福祉権利擁護事業：（社福）箕面市社会福祉協議会による運営 相談・問合せ 168 件 契約件数 26 件（高齢 10 人 精神障害 6 人 知的障害 10 人） 成年後見制度推進事業 市長申立 1 件

（6）スポーツ・文化活動等の充実

スポーツ・文化活動等の充実

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進	車椅子用便所の設置 1 件（箕面文化・交流センター）	未実施
民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ	未実施	未実施
障害者市民がスポーツに参加する機会の確保	世代間交流軽スポーツ大会の開催 市民マラソン大会車椅子の部の開催 参加者なし バリアフリー子ども水泳教室の実施 対象：小・中学生と介護者 参加者数 37 人 バリアフリー親子体操教室の実施 対象：4 歳児から小学 6 年生とその保護者 参加者数 27 組 バリアフリースポーツ教室ボランティアの募集 民間温水プール（2 施設）利用料の割引 スポーツ施設使用料の減免	世代間交流軽スポーツ大会の開催 市民マラソン大会車椅子の部の開催 参加者なし バリアフリー子ども水泳教室の実施 対象：小・中学生と介護者 参加者数 43 人 バリアフリー親子体操教室の実施 対象：4 歳児から小学 6 年生とその保護者 参加者数 19 組 バリアフリースポーツ教室ボランティアの募集 民間温水プール（2 施設）利用料の割引 スポーツ施設使用料の減免

行動目標	平成 18 年度実施状況	平成 19 年度実施状況
<p>障害者市民が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保</p>	<p>生涯学習施設、文化ホールの使用料の減免                      生涯学習センターの講座において、講座内容に応じて点字資料・手話通訳・要約筆記を実施                      障害者福祉センターささゆり園において、茶道・華道教室を開催</p>	<p>生涯学習施設、文化ホールの使用料の減免                      生涯学習センターの講座において、講座内容に応じて手話通訳を実施                      文化ホールの使用料の減免                      ヒューマン・フォトコンテスト表彰式において手話通訳の実施                      国際協力ひろば特別講演において手話通訳の実施                      障害者福祉センターささゆり園において、茶道・華道教室を開催</p>

## 3 障害福祉サービス等の実績

## (1) 訪問系サービス及び短期入所サービス

## 訪問系サービス

(単位:時間/月、%)

サービス種別	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅介護	803	2,257	281.1%	896	2,250	251.1%
行動援護	4,001	0	0.0%	4,442	11	0.2%
重度訪問介護	2,319	1,269	54.7%	2,587	1,326	51.3%
重度障害者等包括支援	1,973	0	0.0%	2,236	0	0.0%
合計	9,096	3,526	38.8%	10,161	3,587	35.3%

各年度の実績値は決算資料による。

## 短期入所(ショートステイ)

(単位:人日/月、%)

サービス種別	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
短期入所(ショートステイ)	508	84	16.5%	554	119	21.5%

各年度の実績値は決算資料による。

## (2) 日中活動系サービス

(単位:人日/月、%)

サービス種別	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
生活介護	1,219	283	23.2%	2,711	1,051	38.8%
自立訓練(機能・生活訓練)	115	0	0.0%	385	0	0.0%
就労移行支援	211	0	0.0%	473	4	0.8%
就労継続支援(A型)	5	8	160.0%	24	1	4.2%
就労継続支援(B型)	152	0	0.0%	422	33	7.8%
旧法施設支援	5,058	1,531	30.3%	3,395	1,142	33.6%
療養介護	0	0	0.0%	2	0	0.0%
児童デイサービス	536	301	56.2%	579	253	43.7%

各年度の実績値は決算資料による。

(3) 居住系サービス

(単位:人/月、%)

サービス種別	平成18年度			平成19年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	77	72	93.5%	84	78	92.9%
施設入所支援	23	1	4.3%	54	8	14.8%
旧法施設入所	58	71	122.4%	30	65	216.7%

各年度の実績値は決算資料による。

(4) 相談支援

(単位:人日/月、%)

サービス種別	平成18年度			平成19年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
相談支援	37	6	16.2%	40	9	22.5%

各年度の実績値は決算資料による。

(5) 地域生活支援事業(必須事業)

相談支援事業

(単位:箇所、%)

サービス種別		平成18年度			平成19年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
相談支 援事業	障害者相談支援事業	4	4	100.0%	4	4	100.0%
	地域自立支援協議会	1	1	100.0%	1	1	100.0%
市町村相談支援機能強化事業		0	0	0.0%	1	0	0.0%
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)		4	2	50.0%	4	2	50.0%
成年後見制度利用支援事業		4	1	25.0%	4	1	25.0%

各年度の実績値は決算資料による。

## コミュニケーション支援事業

(単位:人日、%)

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
コミュニケーション 支援事業	手話通訳	7	7	100.0%	14	9	64.3%
	要約筆記	4	2	50.0%	9	13	144.4%

各年度の実績値は決算資料による。

## 日常生活用具給付等事業

(単位:件、%)

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護訓練支援用具		5	2	40.0%	8	11	137.5%
自立生活支援用具		24	13	54.2%	47	21	44.7%
在宅療養等支援用具		10	11	110.0%	19	14	73.7%
情報・意思疎通支援用具		19	7	36.8%	38	36	94.7%
排泄管理支援用具		864	33	3.8%	1,761	1,898	107.8%
住宅改修費		2	0	0.0%	3	3	100.0%

各年度の実績値は決算資料による。

## 移動支援事業

(単位:箇所、人、時間、%)

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
移動支援事業	実施箇所数	12	24	200.0%	12	31	258.3%
	利用者数	438	691	157.8%	984	1,443	146.6%
	延べ利用時間	5,428	11,912	219.5%	12,191	25,591	209.9%

各年度の実績値は決算資料による。

地域活動支援センター事業

(単位:箇所、人、%)

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度			
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
基礎的事業	箇所数	1	1	100.0%	1	3	300.0%	
	人分	40	40	100.0%	88	136	154.5%	
機能強化 事業	型	箇所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	型		1	0	0.0%	1	1	100.0%
	型		1	0	0.0%	1	1	100.0%

各年度の実績値は決算資料による。

(6) 地域生活支援事業(任意事業)

サービス種別	単位	平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
入浴サービス	人分	676	619	91.6%	1,456	1,625	111.6%
日中一時支援事業	人分	681	162	23.8%	1,470	502	34.1%
生活サポート事業	時間	520	541	104.0%	1,248	910	72.9%
在宅障害者自活訓練	回	55	84	152.7%	110	153	139.1%
重度身体障害者社会 生活訓練	回	30	70	233.3%	60	95	158.3%

各年度の実績値は決算資料による。

社会参加促進事業

サービス種別	平成 18 年度		平成 19 年度	
	回数・件数	実人数	回数・件数	実人数
スポーツレクレーション教室	1回	47人	3回	712人
芸術・文化講座	0回	0人	2回	226人
点字・声の広報	10回	-	17回	-
奉仕員養成研修	0回	0人	1回	-
自動車運転免許・改造	9件	9人	4件	4人

各年度の実績値は決算資料による。

## (7) 補装具

(単位:件)

サービス種別	平成 18 年度			平成 19 年度		
	障害者	障害児	合計	障害者	障害児	合計
補装具	44	15	59	143	70	213

各年度の実績値は決算資料による。

## (8) その他の福祉サービス

サービス種別	平成 18 年度	平成 19 年度
身体障害者配食サービス	7 人	6 人
	1,268 食	1,226 食
障害者緊急通報システム	8 件	9 件
難病患者等ホームヘルプ	3 人	2 人
	301 時間	59 時間
難病患者等ショートステイ	0 人	0 人
難病患者等日常生活用具	1 人	0 人
ターミナル患者ホームヘルプ	0 人	0 人

各年度の実績値は決算資料による。

## 第3章 生活環境の整備

### (1) 都市施設の整備

すべての市民が安全に生活できるよう、市有建築物、道路、公園等のバリアフリー化の推進に努めます。

#### 行動目標

市有建築物等のバリアフリー化の推進

箕面市福祉のまち総合条例の理念に基づき箕面市まちづくり推進条例における「福祉のまち整備に関する事項」に適合した整備を行うよう事業者に対し指導します。

また、整備後においても、基準に適合した維持管理が図られるよう、点検などを行う仕組みについて検討します。

#### 行動目標

「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導

新バリアフリー法や同法にもとづく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等にもとづき、障害者市民や高齢者の円滑な移動と施設利用の総合的な推進に関し、必要な措置を講じます。

### (2) 移動支援の充実

「箕面市交通バリアフリー基本構想」については、交通バリアフリー法が廃止され、新たに制定された新バリアフリー法に規定される「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」に位置づけられることから、引き続き同構想に基づき、市内の鉄道駅や鉄道駅を中心とした重点整備地区におけるバリアフリー化を促進するとともに、既存バス路線へのノンステップバスの導入や牧落駅のバリアフリー化設備整備に対する補助を行うなど、障害者市民等の公共交通機関等を利用した移動の円滑化について重点的かつ一体的推進を図ります。

#### 行動目標

路線バス事業者に対するノンステップバス導入支援

鉄道駅におけるエレベーター等の設置支援

「箕面市交通バリアフリー基本構想」における「特定経路」の整備促進

公共施設巡回福祉バス（Mバス）については、今後の公共施設の整備や市街地開発の動向及び公共交通機関やその他の福祉的な移動手段との役割の明確化を図り、適切な事業展開を図ります。

#### 行動目標

公共施設巡回福祉バス運行事業の実施及び事業展開についての整理

福祉予約バスについては、公共交通機関の利用が困難な障害者市民等の利用ニーズの高まりに対応し、移動に支援が必要な方がより利用しやすい仕組みの構築と制度の充実を図ります。

#### 行動目標

福祉予約バス利用対象者等の見直しによる制度充実

国における障害者・高齢者等を対象とした一般旅客自動車運送事業者の規制緩和により、地域コミュニティにおける新たな移動支援について、福祉有償運送事業を行う事業者又は事業実施を希望する事業者への適切な指導及び福祉有償運送運営協議会の適正な運営を図ります。

#### 行動目標

福祉有償運送実施事業者に対する適切な指導及び福祉有償運送運営協議会の運営

### （3）住宅の確保

「箕面市住宅マスタープラン」及び平成22年度（2010年度）からその後継プランとなる「新箕面市住宅マスタープラン」や平成15年度（2003年度）に策定した「箕面市営住宅ストック総合活用計画」及び平成19年度（2007年度）に策定した「市営住宅等供給・管理のあり方について」に基づき、既存市営住宅のストックを有効活用し、計画的なバリアフリー化に努めます。

#### 行動目標

公営住宅等のバリアフリー化の推進

- ・市営住宅改修事業の実施
- ・市営住宅住替事業の実施

「市営住宅等供給・管理のあり方について」に基づき、「障害者」や「特に社会的・経済的理由による住宅困窮度の高い高齢者」及び「ひとり親世帯」へ優先して供給できるような仕組みを検討します。

民間住宅等については、「箕面市高齢者・重度身体障害者等住宅改造助成事業」により、バリアフリー化を支援します。

#### 行動目標

高齢者・重度身体障害者等住宅改造助成事業による民間住宅等のバリアフリー化の支援

障害を理由とした入居拒否問題を解決するため、民間事業者への啓発を図るとともに、支援法に基づく相談支援事業に「住宅入居等支援事業」を位置づけ、障害者市民の円滑な民間賃貸住宅への入居支援の仕組みを構築します。

#### 行動目標

障害者市民の円滑な民間賃貸住宅への入居支援の仕組みの構築

- ・住宅入居等支援事業の実施
- ・民間事業者への啓発

地方公共団体、NPO、社会福祉法人、関係事業者等が連携し、障害者市民等住宅困窮者の入居が可能な民間賃貸住宅等の登録や居住に関するサポートを行うことにより、重層的かつ柔軟な住宅セーフティーネットを構築することを目的とした「あんしん賃貸支援事業」が平成18年度(2006年度)に国により創設されたため、今後、本制度を活用し、住宅困窮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

#### 行動目標

「あんしん賃貸支援事業」の活用による住宅困窮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

### (4) 情報バリアフリーの推進

情報バリアフリーを推進するためには、点字、音声、手話、要約筆記、ファックス等障害特性に応じた媒体が必要です。これらの媒体とともにコミュニティFM放送や市ホームページの効果的な活用など横断的な検討を行い、行政情報のバリアフリー化を推進します。

### 行動目標

点字・音声による行政情報の充実

- ・点字版及び音声版広報紙の発行
- ・点字版及び音声版市議会だよりの発行
- ・点字版及び音声版各種福祉サービス利用案内の作成
- ・「声と点字の読書情報」の発行
- ・行政通知点訳パイロット事業（健康福祉部）の実施
- ・障害者福祉センター図書コーナーにおける点字図書の収集・閲覧・貸出

視覚障害者等が利用しやすく情報を容易に入手できる市ホームページの作成  
聴覚障害者等を対象とした市窓口等におけるコミュニケーション手段の確保

- ・総合保健福祉センター総合相談窓口における手話通訳者の配置
- ・ファックス緊急通報システムの運用

市立図書館においては、障害者市民や来館が困難なかたに対し、知る権利を保障できるような方策を検討・実施します。

### 行動目標

障害者市民等に対する図書館サービスの充実

- ・点字図書・録音図書の作成及び貸出
- ・対面朗読サービスの実施
- ・身体障害者に対する予約図書の宅配サービスの実施

障害者市民のIT（情報通信技術）活用に向けた支援など、障害者市民が身近なところで円滑に情報を取得することができるよう、支援策を検討・実施します。

## （5）災害に強いまちづくりの推進

「大阪府地域防災計画」による指針及び「箕面市地域防災計画」に基づき策定した「災害時における要援護者安否確認・支援体制マニュアル」により、民生委員・児童委員をはじめ、小学校区ごとに組織されている箕面市社会福祉協議会地区福祉会や市内事業者等との協働による安否確認実施機関のネットワーク化を図ります。また、「箕面市地域防災計画」に基づく総合防災訓練等の実施の際に、同マニュアルの内容を踏まえ、障害者市民等いわゆる「災害時要援護者」への対応に取り組めます。

行動目標

災害時における安否確認実施機関のネットワーク化

「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施

箕面市社会福祉協議会の「小地域ネットワーク活動」等、地域福祉コミュニティの醸成を図り、地域相互扶助体制の確立と被災者に対するケア体制の整備・充実に努めます。

## 第4章 雇用・就労の支援体制の充実

### (1) 雇用促進と就労支援

障害者市民の民間事業者への雇用促進・就労支援については、国において、障害者雇用促進法が一部改正され、「障害者雇用支援センター（\*1）」が平成23年度（2011年度）末で廃止されるという、本市の障害者市民の就労支援にとって大きな動きがありました。これに伴って、（財）箕面市障害者事業団が設置・運営してきた箕面市障害者雇用支援センターは、新たに障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター（\*2）」及び支援法に基づく「就労移行支援」を一体的に実施する機関として運営されることとなりました。今後は、引き続き、（財）箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、障害者職業センター、相談支援事業者、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」のそれぞれの機能を効果的に発揮することにより、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行うとともに、離職となった場合の再就職に向けた取組み等を実施するなど、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保へ向け、なお一層の充実を図ります。

#### 行動目標

（財）箕面市障害者事業団を核とした民間事業者への雇用促進・就労支援の充実

- ・ 職場実習事業所協力金の支給
- ・ 職場定着に向けた支援
- ・ 民間事業主に対する障害者市民の雇用拡大に向けた啓発

（\*1）障害者雇用支援センターとは、障害者雇用促進法に基づき就職が特に困難な障害者の職業生活における自立を図ることを目的に、地域において職業準備訓練から就業・職場定着に至るまでの一貫した相談・援助を行うセンターです。

（\*2）障害者就業・生活支援センターとは、障害者雇用促進法に基づき障害者の職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の相談に応じるとともに、障害者職業センター等で行われる職業準備訓練を受けることについて斡旋するなど関係機関との連絡調整を総合的に行うセンターです。

障害者市民を雇用する民間事業者等に対し、障害者に対応する設備等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

### 行動目標

障害者市民を雇用する民間事業者等への支援を通じた雇用促進・就労支援の充実

- ・障害者雇用事業所金利軽減事業の実施

障害者市民を対象とした職員採用試験の実施や職域拡大などにより、市職員への障害者市民の採用を積極的に行い、法定雇用率の遵守はもとより、引き続き雇用率3%以上の確保に努めます。

また、本市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者市民の雇用を進めるよう働きかけます。

### 行動目標

市における障害者職員雇用率3%以上の確保

- ・障害者市民を対象とした市職員採用試験の実施
- ・知的障害者雇用へ向けた職種開拓及び職域拡大の庁内検討
- ・精神障害者雇用へ向けた勤務時間、ワークシェアリング等働き方の研究

本市が出資・補助等を行っている法人に対する障害者市民の雇用拡大に向けた働きかけ

(財)箕面市障害者事業団における障害者雇用(この項において「社会的雇用」という。)については、支援法の施行により就労継続支援等が創設されたこと、また雇用対策法(昭和41年法律第132号)、障害者雇用促進法等関係法令に基づく障害者の雇用促進に向けた施策が実施されていることから、これら施策の実施状況との整合を図りつつ、より公益性の高い事業に力を入れていく方向性を盛り込んだ同事業団の「経営改革計画」を踏まえ、支援を継続します。

また、障害者事業所についても、各種法施策との整合を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通じた職種開拓・職域拡大をめざす(財)箕面市障害者事業団が実施する雇用助成金制度の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。

### 行動目標

(財)箕面市障害者事業団等の社会的雇用の場への支援

- ・障害者事業団助成事業の実施
- ・障害者事業所への支援

民間事業者における障害者市民の雇用を促進するため、大阪府において「行政の福祉化」の取組みの一環として実施されている「総合評価一般競争入札制度(委託事業者の選定に当たって、障害者等就職困難者の雇用状況や雇用への取組みを評価の基準と

する入札制度)」や、指定管理者の選定に当たって福祉的配慮などの先進事例について調査・研究を深め、具体的な取組みに向けて検討します。

## (2) 福祉的就労の場の再編・整備

通所授産施設である「市立あかつき園」については、平成23年度(2011年度)までに支援法に基づく新たなサービス体系に移行をする必要があることから、現状を分析し、障害者市民の日中活動や一般就労支援の場として、「市立ワークセンターささゆり」も含めた実施事業の一体的な見直しを行います。なお、新体系サービスへの移行の時期は、これら施設の指定管理者による運営が、平成22年度(2010年度)に更新時期となることを考慮し、平成21年度(2009年度)を目標に、実施事業を見直し、環境整備を行います。

小規模通所授産施設及び障害者福祉作業所については、国及び大阪府において廃止される方向性が示され、再編へ向けた動きが全国的に活発化していることから、支援法に基づく新たなサービス体系への移行を基本に、個々の特色を生かした再編に向けた支援を行います。

障害者の経済的自立を支援するため工賃水準の向上を目的とした「大阪府工賃倍増5か年計画」を踏まえ、支援法に基づく新たなサービス体系移行前の授産施設、就労継続支援B型事業者、「工賃引き上げ計画」を作成し積極的な取組みを行う就労継続支援A型事業者、工賃引き上げに意欲的な地域活動支援センター及び就労継続支援B型に移行予定の障害者福祉作業所等を対象に、経営に関するノウハウの習熟支援、販路拡大などによる受注拡大支援等を行い、事業者等が実施する障害者市民の工賃引き上げに向けた取組みを支援します。

## (3) その他の就労支援策の充実

国におけるITを活用した障害者市民の在宅就労に向けた調査・研究や、大阪府における知的障害者のコミュニティビジネスの起業に関する検討などの動向を踏まえ、必要な支援策の検討を行います。

(財)箕面市障害者事業団を核として、職業リハビリテーションを行う各関係機関との連携を図り、中途障害者に対する職場復帰に向けた支援の充実に努めます。

## 第5章 福祉サービスの充実

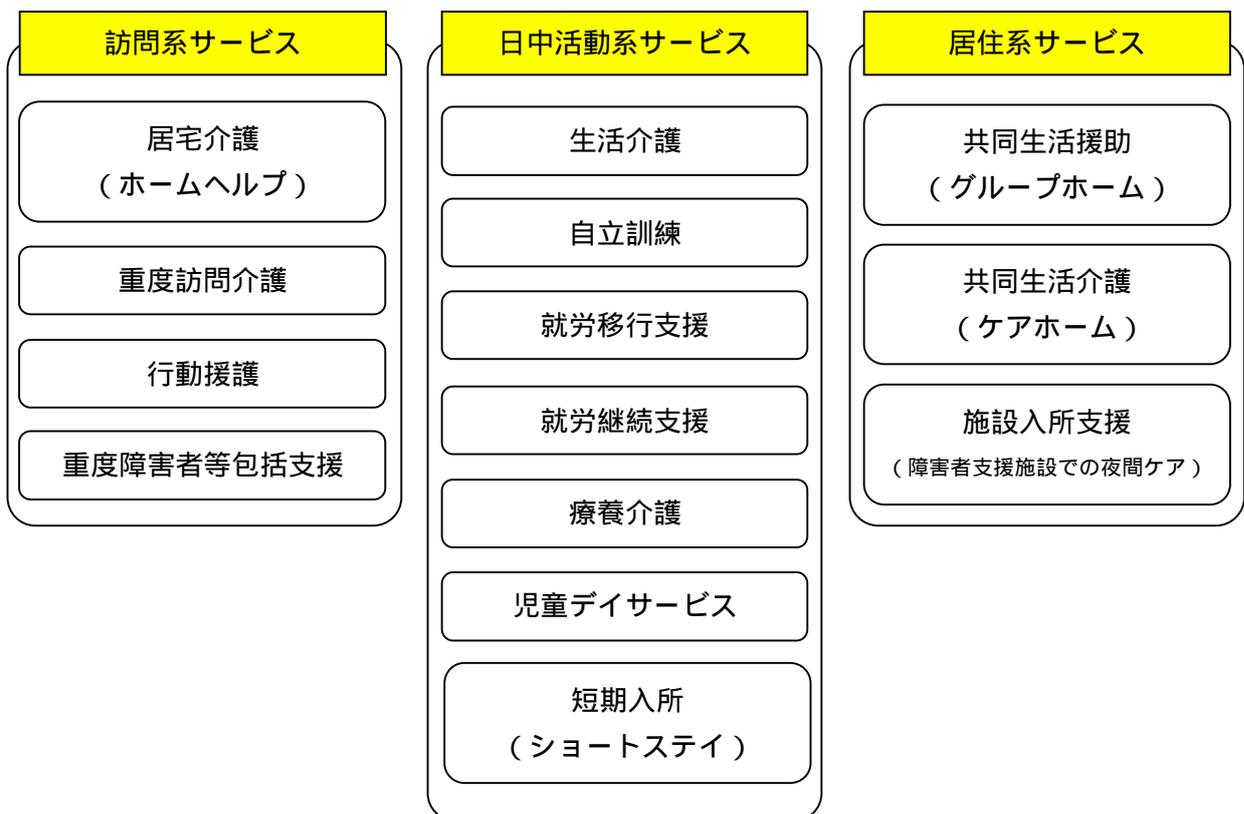
### 1 第2期障害福祉計画における障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、支援法の施行により、障害種別に関係なく共通の制度の下で、障害者市民が福祉サービスを利用できる仕組みに見直されました。

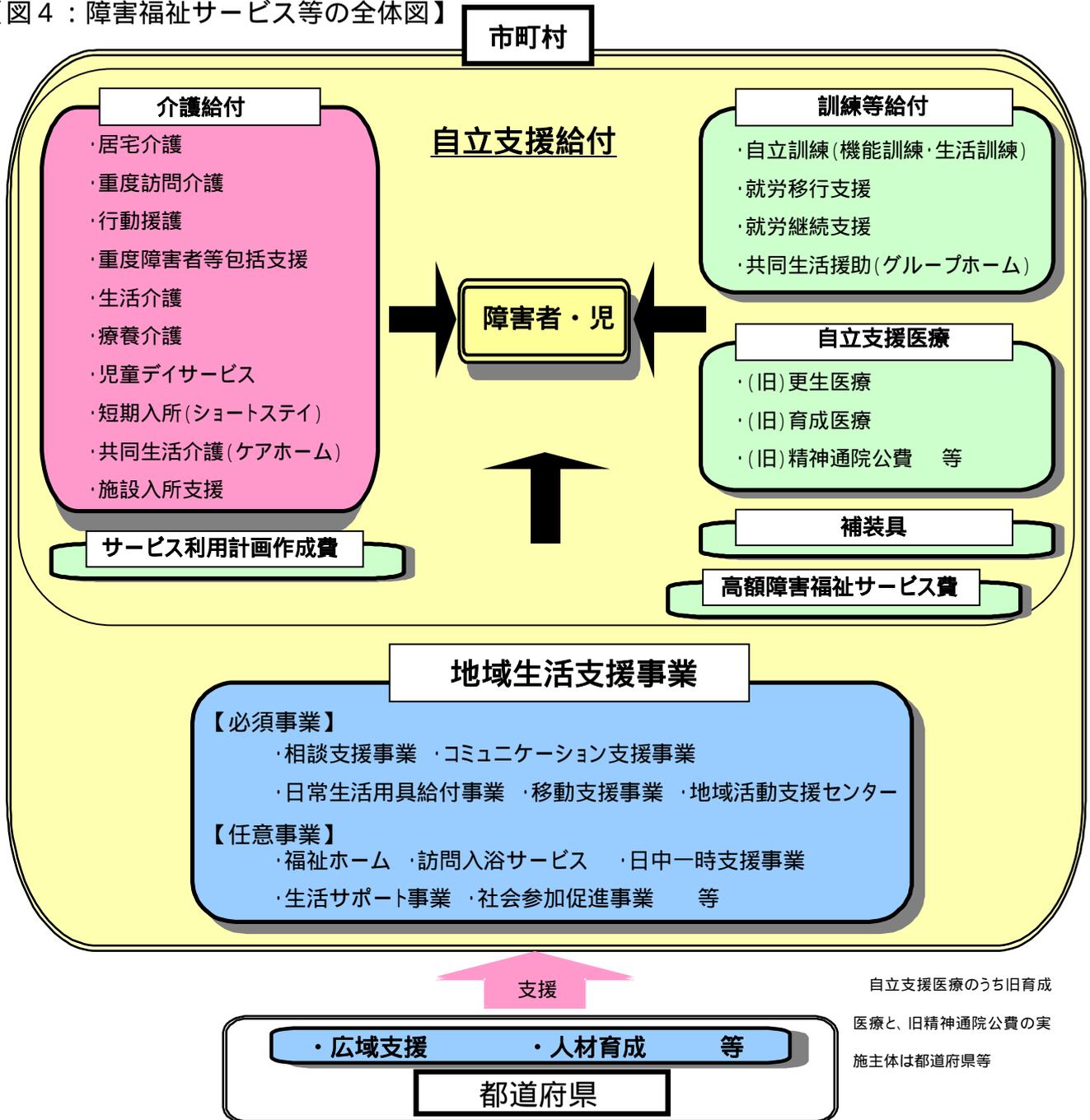
支援法によるサービス体系は、居宅を訪問し障害者市民の日常生活における介護等を行う「訪問系サービス」、サービスを提供する施設において障害者市民の就労支援、介護、創作的活動、生産活動などの機会の提供等を行う「日中活動系サービス」及び障害者市民が共同生活を営む住居等において介護等を行う「居住系サービス」で構成されています。

また、障害者市民がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営み、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、市町村の地域の特性に応じて柔軟にサービスの提供ができる「地域生活支援事業」も併せて創設されました。

【図3：障害福祉サービスの体系】



【図4：障害福祉サービス等の全体図】



## 2 障害福祉サービス等の必要見込量の推計に当たって

障害福祉サービス等ごとの見込者数については、第1期障害福祉計画において推計した平成23年度(2011年度)の数値目標の考え方を踏まえ、本市の平成20年7月(2008年)の支給決定実績を基礎として算出しています。

障害福祉サービス等の見込量は、原則として、各サービス等の対象となる障害種別ごとに算出しています。

(1) 地域生活及び一般就労への移行目標値について

本計画(二訂版)では、国及び大阪府の「基本指針」に沿って、「入所施設利用者の地域生活への移行者数」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行者数」及び「福祉施設から一般就労への移行者数」について、旧法制度による福祉施設が新体系サービスに移行が完了する平成23年度(2011年度)を目標年度として、各移行者数の目標値を設定しました。

【表24：入所施設利用者の地域生活への移行目標値】

項目	数値	考え方
入所者数(第1期計画策定時)	78人	平成17年10月1日現在
目標年度入所者数	73人	平成24年3月末の施設入所予定者数
地域移行目標数	16人 (20.5%)	平成24年3月末までの地域移行予定者数

【表25：入院中の精神障害者の地域生活への移行目標値】

項目	数値	考え方
退院可能精神障害者数 (第1期計画策定時)	29人	平成17年10月1日現在(大阪府提示)
地域移行目標数	25人	平成24年3月末までの地域移行予定者数

【表26：福祉施設から一般就労への移行目標値】

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数 (第1期計画策定時)	2.7人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(大阪府提示)
一般就労移行者目標数	7人 (2.6倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(2) 地域生活及び一般就労への移行目標の実現へ向けた考え方について

入所施設や社会的入院からの地域生活への移行については、グループホーム・ケアホーム等をはじめとする居住支援はもとより、就労や日中活動への支援、ホームヘルパー等の居宅支援、サービス利用計画等を実施する相談支援といった各種支援機関の有機的な連携と、サービス提供基盤の整備が重要となります。

また、一般就労への移行については、支援法に基づく「就労移行支援」や障害者雇用促進法に基づく「就業・生活支援センター」等の就労支援機関、雇用を受け入れる民間事業者、相談支援事業者、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等が個々の就労事例において役割分担して取り組む等の連携を構築することが重要となります。

地域生活及び一般就労のいずれにおいても、各種支援機関のネットワークが最も重

要な要素となるため、現在、委託相談支援事業者と行政が中心となって構成する地域自立支援協議会が核となってネットワークを構築し、障害者市民の自立した地域生活を安定的に支援していくよう努めるものとします。

### (3) 障害福祉サービスの必要見込量の推計に当たって

障害福祉サービスの必要見込量の推計は、平成23年度(2011年度)を目標年度とし、計画期間である平成21年度(2009年度)から平成23年度(2011年度)までの間、各障害福祉サービスを「訪問系」・「日中活動系」・「居住系」の3体系に分け、サービス利用者数を推計することにより、各サービス必要見込量を推計(表27から表32まで参照)しました。

### (4) 地域生活支援事業の必要見込量の推計に当たって

地域生活支援事業は、法律上実施しなければならない具体的な事業(必須事業)と、市町村の判断により必要に応じて実施することができる事業(任意事業)があります。それぞれのサービス必要見込量を推計するに当たっては、これまでのサービス実施状況、利用者ニーズ等を考慮し、見込量を推計(表34から表40まで参照)しました。

## 3 第1期障害福祉計画での課題と第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

### (1) 障害福祉サービス等の課題と見込量確保のための方策について

#### 訪問系サービスについて

##### 第1期障害福祉計画での課題について

訪問系サービス(居宅介護、行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援)の利用実績は、居宅介護では、計画値を大きく上回る結果となり、行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援では、計画値を大きく下回る結果となりました。これは、行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援のサービス提供基盤の整備が十分進まなかったため、これらの代替サービスとして居宅介護の利用が進んだことが原因と考えられます。

##### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、居宅介護を実施している障害福祉サービス事業者に対し、これらサービスへの参入促進に向けて、働きかけるとともに、必要な情報の提供に努めます。

また、障害者市民一人ひとりの障害特性や同性介護等への配慮等に対応できる多様なサービス提供基盤の整備に努めます。

### 短期入所について

#### 第1期障害福祉計画での課題について

短期入所の利用実績は、計画値を大きく下回る結果となりました。これは、サービス提供基盤の整備が進まなかったこと、及び支給決定量に基づき給付見込量を推計しているためです。短期入所の支給量を決定するに当たっては、障害者市民及びその家族の利用ニーズを反映しており、日常的に必要なサービス量に加え、緊急対応及びレスパイト（家族の休息）を含んでいます。

#### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

相談支援事業者と本市又は近隣市町に所在する短期入所サービス提供事業者とが連携して、既存短期入所サービス提供基盤の効率的な活用を図るとともに、新たなサービス提供事業者の参入促進に向けた支援策を検討します。

また、ライフプラザショートステイ室については、平成8年（1996年）に開設されましたが、施設が小規模なうえ単独設置であるため、利用者の増加や多様化するニーズへの対応が困難で、非効率な運営が課題となっていることから、ハード・ソフト両面において、そのあり方を検討します。

また、医療的ケアを必要とする障害者市民が利用できるような個々の障害特性に応じた短期入所サービス提供基盤の整備に努めます。

### 短期入所以外の日中活動系サービスについて

#### 第1期障害福祉計画での課題について

日中活動系サービスのうち、生活介護については、市内2カ所のサービス提供基盤が整備されましたが、利用実績が計画値を大きく下回る結果となりました。主な要因は、支援法施行前のサービスである通所授産施設、小規模通所授産施設及び障害者福祉作業所において、新体系サービスへの移行に5年間の経過措置期間が設けられ、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動系サービスへの移行が進まなかったことがあげられます。

これら経過措置の適用を受けているサービスの新体系サービスへの円滑な移行が課題となっています。

#### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

通所授産施設である「市立あかつき園」については、支援学校等卒業者に対する日中活動の場や社会生活の訓練の場として、また、一般就労困難者の就労支援の場として、「市立ワークセンターささゆり」の機能の充実に向けた見直しと併せて、日中活動系サービスへ移行します。

小規模通所授産施設及び障害者福祉作業所については、就労移行支援や就労継続支援への移行が制度上想定されることから、これら運営主体と協議を行いながら、新体系サービスへの移行に向けた支援のあり方を検討します。

新たなサービス提供事業者の参入促進に向け、本市のサービス実施状況などの情報提供に努めるとともに、誘導策について引き続き検討します。

障害者雇用促進法の改正による「障害者雇用支援センター」の廃止に伴い、これまで本市の障害者市民の就労支援の中核を担ってきた「箕面市障害者雇用支援センター」は、支援法に基づく「就労移行支援」及び障害者雇用促進法に基づく「就業・生活支援センター」に移行し、(財)箕面市障害者事業団がこれらを一体的に運営することで、引き続き就労支援を実施します。

療養介護については、今後、地域で生活する医療的ケアを必要とする障害者市民が増加していくことが考えられることから、近隣市町のサービス基盤の状況を見極めながら、サービス提供基盤の整備を検討します。

### 居住系サービスについて

#### 第1期障害福祉計画での課題について

旧法施設支援における入所施設の利用実績については、旧法入所施設の新体系サービスへの移行に5年間の経過措置期間が設けられたことから、新体系サービスへの移行が進まず、計画値を大きく上回る結果となり、一方で新体系サービスの施設入所支援が計画値を大きく下回る結果となりました。

グループホーム・ケアホームの利用実績については、ほぼ計画値どおりで推移していますが、今後、障害者市民の地域生活への移行が促進されるため、一層の基盤整備が課題です。

#### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

入所施設利用者や入院中の精神障害者の地域生活への移行促進に伴い、グループホーム・ケアホームが、障害者市民の自立した地域生活における基盤として、ますます重要となってくることが予想されるため、引き続きその基盤整備に努めます。

また、グループホーム・ケアホームへの円滑な入居が可能となるよう、現在実施している在宅障害者自活訓練及び社会生活訓練の事業内容の見直しを検討します。

### サービス利用計画作成費について

#### 第1期障害福祉計画での課題について

サービス利用計画作成費の支給対象者の推計に当たっては、訪問系サービス利用者の推計値及び障害程度区分認定状況をもとに行いましたが、実績値は計画値を下回り、あまり利用が進んでいない状況です。これらについては、対象者がより充実したサービス利用ができるよう、更なる制度周知や相談支援事業者への支援のあり方、相談支援事業者の実施体制の充実等が課題です。

#### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

障害者市民の自立した地域生活の実現に向けて、障害者市民個々の生活環境、心身

の状況や障害特性、サービスの利用意向及び家族等の状況を適切に把握し効果的なサービスの提供が行えるよう、サービス利用計画の作成について相談支援事業者と市が協働し、地域自立支援協議会においてその技術的手法を検討します。また、サービス利用計画に基づく適切かつ効果的なサービス提供が行われるようモニタリングの実施体制について同協議会において検討します。

## (2) 地域生活支援事業の課題と見込量確保のための方策について

### 相談支援事業について（必須事業）

#### 第1期障害福祉計画での課題について

相談支援事業については、第1期障害福祉計画どおり障害種別ごとに3箇所と総合的な拠点として1箇所の実施事業者を整備することができました。今後は、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の整備や成年後見制度の制度周知を進め、障害者市民の地域での自立した生活を支援するため、事業内容の充実を図ることが課題となっています。

#### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

第2期障害福祉計画期間中においては、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、高齢福祉サービス事業者等の関係事業者との連携を図り、相談支援が効率良く柔軟に機能するような仕組みを地域自立支援協議会を通じて構築し、障害者市民の地域での自立した生活を支援するための相談・支援体制の充実に努めます。

地域自立支援協議会については、相談支援事業をはじめとした、教育、企業・就労支援機関等、市民に身近な地域でのネットワークづくり、同協議会での事例検討等から抽出される課題やその解決方策を障害福祉サービス事業者にフィードバックすること等により、障害者市民の地域生活を支援するネットワークの中核的な役割を担うとともに、成年後見制度等の利用促進や障害者市民の就労へ向けた取組み等テーマごとの部会を設置し、障害者市民の地域生活を支援する体制の構築に努めます。

賃貸住宅への入居が困難な障害者市民への必要な支援を行なう住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、引き続きサービス提供基盤の整備を進め、すべての委託相談支援事業者においてサービスを提供できるよう実施体制を構築し、障害者市民の地域での自立した生活の支援を行います。

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を市が助成するものです。今後、あらゆる機会を通じて制度の周知を行

い、利用の促進を図ることにより、障害者市民等の権利擁護を推進します。

#### コミュニケーション支援事業について（必須事業）

##### 第1期障害福祉計画での課題について

コミュニケーション支援事業については、概ね第1期障害福祉計画どおり事業を推進することができました。今後は、障害者市民のコミュニケーションの円滑化及び社会参加の促進を図るため、必要な時にいつでもサービスを受けることができるよう手話通訳・要約筆記の奉仕員の養成や情報取得が困難な障害者市民等に対し制度の周知が課題です。

##### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

第1期障害福祉計画に引き続き第2期障害福祉計画期間中においても、手話通訳・要約筆記の奉仕員の養成について、大阪府や他市町村との広域的な連携に向けて情報交換を行います。また、あらゆる機会を通じて情報取得が困難な障害者市民に対して制度の広報を行い、利用の促進を図ります。

#### 日常生活用具給付等事業について（必須事業）

##### 第1期障害福祉計画での課題について

日常生活用具給付等事業については、概ね第1期障害福祉計画どおり事業を推進することができましたが、障害者市民の日常生活支援のため、社会・経済情勢や技術の進展に合わせて、随時適切な給付基準や給付額及び給付品目の見直し等が課題です。

##### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

障害者市民の地域での自立した生活を支援するため、大阪府や近隣市町との給付品目等について情報交換を図り、障害者市民のニーズに応じた給付品目等の見直しを行います。また、あらゆる機会を通じて制度の広報を行い利用の促進を図ります。

#### 移動支援事業について（必須事業）

##### 第1期障害福祉計画での課題について

移動支援事業については、実施箇所数（事業者数）、利用実績、利用時間数のいずれにおいても実績値が計画値を大きく上回る結果となりました。これは、訪問系サービスである行動援護や重度障害者等包括支援事業のサービス提供基盤が未整備であるとともに、日中一時支援のサービス提供基盤が利用者ニーズに対して不足しているため、これらの代替サービスとして移動支援の利用が増加しているものと考えられます。今後は、障害者市民のニーズを踏まえたサービス提供基盤の整備を図るとともに、ガイドヘルパーの人材確保とサービスの質の向上へ向けた取組みが課題です。

##### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

第2期障害福祉計画期間中においては、相談支援事業者やサービス提供事業者との情報交換により、適宜障害者市民のサービス利用ニーズを把握し、ガイドヘルパー養

成研修の実施など、移動支援事業のサービス提供基盤の充実を図るとともに、ニーズに応じた日中一時支援や行動援護などのサービス提供基盤の整備に努めます。

#### 地域活動支援センター事業について（必須事業）

##### 第1期障害福祉計画での課題について

地域活動支援センターについては、3箇所の整備を図りました。今後は、障害特性や地域の実情に応じた基盤整備とサービス内容の充実等が課題です。

また、小規模通所授産施設及び障害者福祉作業所の新体系サービス等への移行先の一つと考えられるため、移行時期、移行方法、移行に当たっての支援のあり方等も課題です。

##### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

地域活動支援センターは、障害者市民の地域における日中活動の場として、相談支援事業者、日中活動系サービス、医療機関など地域の社会基盤との連携を強化し、さらに利用が促進されるよう障害特性や地域の実情に応じたサービス提供基盤の整備に努めます。

また、小規模通所授産施設及び障害者福祉作業所の地域活動支援センターへの移行については、それぞれの運営主体と十分協議・調整を行いながら、移行に向けた支援策を検討します。

#### 本市で実施する任意事業について

##### 第1期障害福祉計画での課題について

本市では任意事業として、入浴サービス、日中一時支援事業、生活サポート事業、在宅障害者自活訓練、重度身体障害者社会生活訓練、社会参加促進事業を実施しています。

##### 入浴サービスの現状と課題

入浴サービスについては、訪問入浴サービスと施設入浴サービスのサービス提供基盤を整備してきました。これらのサービスを組み合わせて実施した結果、利用実績については順調に推移していますが、今後の利用ニーズの高まりから、サービス提供基盤の整備やサービス内容の充実が課題です。

##### 日中一時支援事業の現状と課題

第1期障害福祉計画においては、利用実績が計画値を大きく下回る結果となりました。これは、サービス提供基盤の整備が進まなかったこと、及び第1期障害福祉計画の見込量の推計を、日常的に必要なサービス量に加え、緊急対応及び家族の休息（レスパイト）を含んだ利用決定量に基づき行ったためと考えられます。

##### 社会参加促進事業の現状と課題

スポーツ・芸術文化活動等の実施については、順調に事業の実施が進んでいます

が、事業内容の拡大・充実、ソフト・ハード面の更なるバリアフリー化を促進し、利用者の拡大を図ることが課題です。

#### 第2期障害福祉計画での見込量確保のための方策について

任意事業については、地域の実情に応じて実施することができるため、第2期障害福祉計画期間中も引き続き、利用者の利便性、自立支援給付に係る利用者負担との整合性を考慮した総合的な検討を行い、障害者市民の自立した地域生活支援へ向けたサービスメニューの構築に努めます。

#### 入浴サービスの見込量確保のための方策

第1期障害福祉計画における利用実績を考慮すると、今後サービス利用の増加が見込まれることから、障害者市民一人ひとりの障害特性や同性介護への配慮等、サービス内容の充実、補助金額の見直し等、新たなサービス提供基盤の整備へ向けた検討を行います。

#### 日中一時支援事業の見込量確保のための方策

障害者市民の日中活動の場を確保するため、短期入所や日中活動系サービスなどを実施する既存サービス提供事業者によるサービス提供基盤の整備を図るとともに、補助金額の見直し等、新たな事業者の参入に向けた誘導策を検討します。また、障害者市民等の家族の就労支援や障害者市民等を日常的に介護している家族の一時的な休息などの支援に努めます。

#### 社会参加促進事業の見込量確保のための方策

スポーツ・芸術文化活動等への参加は、障害者市民の地域生活をより豊かなものとするための重要な取組みの1つです。今後は、大人向けのバリアフリースポーツ教室や大会等の実施、芸術文化活動等の発表機会の提供など、スポーツ・芸術文化活動等の事業内容の拡充と更なるバリアフリー化を図り、障害者市民の社会参加の促進へ向けた支援を継続します。

### (3) 第2期障害福祉計画におけるサービスの確保策に係る市の課題認識

障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス見込量の確保に当たっては、相談支援事業者、サービス提供事業者、医療機関、行政等の地域における関係機関が相互に連携して、障害者市民やその家族等への支援を行うことが必要です。しかしながら、報酬額や日割りによる報酬算定等といった支援法に基づく制度上の基準等によって、サービス提供基盤の整備やサービスの利用促進を図る取組みは大きく影響を受けているものと認識しています。これらの課題は、地方自治体レベルの対応だけでは到底解決できないことから、今後も引き続き、様々な機会を捉え、国及び大阪府への要望を行います。

## 4 障害福祉サービス等の見込量について(集計表)

【表27：訪問系サービス必要見込量

1月当たり実利用者数(単位：人/月)・利用時間総数(単位：時間/月)】

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		人分/月	時間分/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
身体障害者	居宅介護	59	1,404	66	1,587	75	1,793
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度訪問介護	7	2,002	14	4,004	23	6,578
	重度障害者等包括支援	1	73	1	75	1	77
	合計	67	3,479	81	5,666	99	8,448
知的障害者	居宅介護	28	720	32	814	36	920
	行動援護	1	43	2	85	2	85
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	合計	29	763	34	899	38	1,005
精神障害者	居宅介護	20	169	23	191	26	216
	行動援護	1	34	1	35	1	35
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	合計	21	203	24	226	27	251
障害児	居宅介護	5	55	6	62	7	73
	行動援護	2	33	2	34	2	35
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	2	93	2	98	2	103
	合計	9	181	10	194	11	211
合計	居宅介護	112	2,348	127	2,654	144	3,002
	行動援護	4	110	5	154	5	155
	重度訪問介護	7	2,002	14	4,004	23	6,578
	重度障害者等包括支援	3	166	3	173	3	180
	合計	126	4,626	149	6,985	175	9,915

【表28：短期入所サービス必要見込量

1月当たり実利用者数（単位：人/月）・利用日数総数（単位：人日/月）】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害者	3	15	4	19	4	23
知的障害者	16	146	18	182	20	226
精神障害者	1	7	1	9	1	11
障害児	8	49	9	61	10	75
合計	28	217	32	271	35	335

【表29：日中活動系サービス必要見込量

1月当たり実利用者数（単位：人/月）・利用日数総数（単位：人日/月）】

		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
身体障害者	生活介護	29	526	37	677	45	820
	自立訓練(機能訓練)	4	78	7	118	10	173
	就労移行支援	5	113	11	242	15	340
	就労継続支援(A型)	1	23	3	68	8	178
	就労継続支援(B型)	5	84	10	157	15	238
	旧法施設支援	20	326	14	224	8	123
知的障害者	生活介護	75	1,489	88	1,746	109	2,178
	自立訓練(生活訓練)	3	56	4	84	6	118
	就労移行支援	9	217	16	375	25	589
	就労継続支援(A型)	2	42	4	86	12	251
	就労継続支援(B型)	14	187	22	285	34	443
	旧法施設支援	72	1,365	59	1,125	43	817
精神障害者	生活介護	0	4	1	29	3	56
	自立訓練(生活訓練)	5	107	11	236	17	374
	就労移行支援	5	111	12	244	19	399
	就労継続支援(A型)	0	5	0	10	7	157
	就労継続支援(B型)	13	284	26	551	43	911
	旧法施設支援	50	1,050	34	709	18	368
合計	生活介護	104	2,019	126	2,452	157	3,054
	自立訓練	12	241	22	438	33	665
	就労移行支援	19	441	39	861	59	1,328
	就労継続支援(A型)	3	70	7	164	27	586
	就労継続支援(B型)	32	555	58	993	92	1,592
	旧法施設支援	142	2,741	107	2,058	69	1,308

【表30：療養介護サービス必要見込量 1月当たり実利用者数（単位：人/月）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	2	2	2

【表31：児童デイサービス必要見込量

1月当たり実利用者数（単位：人/月）・利用日数総数（単位：人日/月）】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童デイサービス	48	319	51	368	53	425

【表32：居住系サービス必要見込量 1月当たり実利用者数（単位：人/月）】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	共同生活援助(グループホーム)	3	5	7
	共同生活介護(ケアホーム)			
	施設入所支援			
	旧法施設入所			
知的障害者	共同生活援助(グループホーム)	59	64	72
	共同生活介護(ケアホーム)			
	施設入所支援			
	旧法施設入所			
精神障害者	共同生活援助(グループホーム)	25	32	40
	共同生活介護(ケアホーム)			
	施設入所支援			
	旧法施設入所			
合計	共同生活援助(グループホーム)	87	101	119
	共同生活介護(ケアホーム)			
	施設入所支援			
	旧法施設入所			

【表33：サービス利用計画作成費必要見込量 1月当たり実利用者数（単位：人/月）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	5	7	9
知的障害者	7	10	13
精神障害者	8	14	20
合計	20	31	42

【表 34：相談支援事業実施見込量 設置箇所数（単位：箇所）】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	6	6	6
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施
市町村障害者相談支援機能強化事業		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)		実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施

【表 35：コミュニケーション支援事業実施見込量 1年当たり設置者数（単位：人/年）・  
実利用者数（単位：人/年）】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用者数	13	15	16

【表 36：日常生活用具給付等事業実施見込量 1年当たり給付件数（単位：件/年）】

種 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	11	12	12
自立生活支援用具	32	32	33
在宅療養等支援用具	19	19	19
情報・意思疎通支援用具	37	38	39
排泄管理支援用具	1,975	2,014	2,053
住宅改修費	4	4	4

【表 37：日常生活用具品目一覧表】

種目	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊尿器
	特殊マット
	入浴担架
	体位変換器
	移動用リフト
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	つえ
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報器
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	頭部保護帽
在宅療養等支援用具	透析液加温器
	ネブライザー(吸入器)
	電気式たん吸引機
	酸素ボンベ運搬車
	盲人用体温計(音声式)
	盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	盲人用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)
	紙おむつ等
	収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

【表 38：移動支援サービス必要見込量

1年当たり実利用者数（単位：人/年）・利用時間総数（単位：時間/年）】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	実利用者数	46	49	51
	利用時間数	13,200	13,860	14,544
知的障害者	実利用者数	56	58	61
	利用時間数	15,228	15,984	16,788
精神障害者	実利用者数	3	3	3
	利用時間数	384	408	420
障害児	実利用者数	24	25	27
	利用時間数	7,944	8,340	8,760
合 計	実利用者数	129	135	142
	利用時間数	36,756	38,592	40,512

【表 39：地域活動支援センター必要見込量

1年当たり実施箇所数（単位：箇所）・実利用者数（単位：人/年）】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的 事業	実施箇所数	3	3	5
	実利用者数	42	45	70
機能強化 事業	うち地域活動支援センター 型	1	1	1
	うち地域活動支援センター 型	1	1	1
	うち地域活動支援センター 型	1	1	3

【表 40：地域生活支援事業任意事業サービス必要見込量 1年当たり実利用者数

(単位：人/年)・利用回数総数(単位：回/年)・実施箇所数(単位：箇所)  
・利用日数総数(単位：人日/年)・利用時間総数(単位：時間/年)】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
入浴サービス事業	実利用者数	28	28	29
	利用回数総数	4,076	4,157	4,470
生活支援事業	実施箇所数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	67	75	85
	利用日数総数	6,779	8,427	10,474
生活サポート事業	実利用者数	13	14	15
	利用時間総数	2,028	2,184	2,340

## 5 その他の福祉サービスの実施について

## (1) 補装具費

障害者市民の損なわれた身体機能を補完、代替し、障害者市民の自立と地域生活の支援のため、日常生活用具等給付事業と整合性を図りながら、大阪府や近隣市町との連携を図ります。また、あらゆる機会を通じて制度の広報を行い、利用の促進を図ります。

【表41：補装具品目一覧表】

障害	種目	種類
肢体不自由	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手
	義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足
	上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP(屈曲及び伸展)装具、指装具、BFO(食事動作補助器)
	下肢装具	長下肢装具、短下肢装具、靴型装具、足底装具、股装具、膝装具ほか
	体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側湾矯正装具
	座位保持装置	平面形状型、モールド型、シート張り調節型
	車いす	普通型(リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、手動リフト式)、手押し型(リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式)、片手駆動型(リクライニング式)、前方大車輪型(リクライニング式)、レバー駆動型
	電動車いす	普通型(4.5 km/h、6 km/h)、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型ほか
	座位保持いす	(児童のみ対象)
	起立保持具	(児童のみ対象)
	歩行器	四輪型(腰掛つき、腰掛なし)、三輪型、二輪型、固定型、交互型、六輪型
	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
	頭部保持具	(児童のみ対象)
排便補助具	(児童のみ対象)	

障害	種目	種類
視覚障害	盲人安全つえ	普通用、携帯用
	義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼
	眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡(掛け眼鏡式、焦点調節式)、遮光眼鏡
聴覚障害	補聴器	重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、耳あな型(レディメイド、オーダーメイド)、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
重度の両上下肢障害、音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置	ソフトウェアが組み込まれた専用機器

## (2) その他の福祉サービスの整備・充実

支援法のサービスとして移行しない以下のサービスについては、利用者ニーズや支援法に基づくサービスとの整合、時代の趨勢を踏まえ、必要に応じて見直しながら、引き続き実施します。

【表 42：その他の福祉サービス】

サービス名称	今後3か年の方向性
在宅障害者自活訓練	地域移行の促進に伴ってグループホーム等が障害者市民の地域生活の基盤として、ますます重要となることが予想されるため、地域のグループホーム等への入居を希望する知的障害者に、安定した日常生活と集団生活を送るための訓練を実施し、グループホーム等への入居を促進します。また、グループホーム等の再編や定員に空きが生じた場合の入居について、柔軟かつ効果的に集団生活の支援が実施できるよう事業内容の見直し検討を行います。
重度身体障害者社会生活訓練事業	重度身体障害者が介護人とともに社会生活訓練を通じて、社会参加の機会を得るとともに、社会性を向上させることで、地域で自立した社会生活を送れるよう支援を実施します。
身体障害者配食サービス	身体障害者配食サービスを実施することにより、障害者市民の在宅福祉サービスの充実を図ります。
障害者緊急通報システム	聴覚障害者等を対象とした災害時要援護者の緊急時におけるコミュニケーション手段の確保策として引き続き実施します。

サービス名称	今後3か年の方向性
<p>難病患者等ホームヘルプ事業                      難病患者等ショートステイ事業                      難病患者等日常生活用具給付事業</p>	<p>難病患者等の生活支援については、病状や日常生活動作の程度に応じたサービス提供を実現するために、治療を担う医療機関や専門的相談を担う保健所との連携を強化し、ホームヘルプサービス等の支援策を有効に利用できる体制の整備に努めます。</p>
<p>ターミナル患者(40歳未満)を対象としたホームヘルプサービス</p>	<p>ターミナル患者(40歳未満)の家庭における生活を支援するため、障害福祉施策の一環として実施してきたホームヘルプサービスを引き続き実施します。</p>

## 第6章 保健・医療の充実

### (1) 保健サービスの充実

障害者市民に対し、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進しています。

特に、15歳以上40歳未満の障害者の健康診査受診率の向上を図るため、関係機関との連携を図り、啓発に努めます。

#### 行動目標

生涯を通じた健康管理の推進

健康診査実施機関との連携を図りながら、支援を要する子どもや保護者が専門的な相談を受けることができるよう、保健師や理学療法士等による訪問など相談・支援体制の充実を図ります。また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康教育や健康相談の充実に努めるとともに、脳卒中における中途障害者等後遺症のあるかた及び家族を対象に再発予防の取組を図ります。

#### 行動目標

保健師や理学療法士等による訪問など相談・支援体制の充実

生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のための健康教育や健康相談の充実

自主的な健康管理が困難と言われる知的障害者については指定相談支援事業者との連携を、精神障害者や難病患者については保健所等関係機関との連携を、介護保険の対象となる障害者市民についてはケアマネジャーとの連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。

#### 行動目標

各関係機関との連携強化による保健サービスの充実

### (2) 地域医療サービスの充実

障害者市民が身近な地域で安心して医療機関を受診することができるよう、市内の医療機関に対し、利用しやすい施設の整備を行うよう働きかけるとともに、障害者理解への啓発などを行い、ハード・ソフト両面における整備を促します。

#### 行動目標

市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ

障害者理解のための啓発の推進

医療を受けやすくするための各種助成

- ・身体障害者・知的障害者医療費助成の実施
- ・障害児（者）個室入院料助成事業の実施
- ・機能訓練医療費助成事業の実施

在宅で療養中の障害者市民や難病患者がより安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関と連携し、適切な看護やリハビリテーションが受けられるよう体制の整備に努めます。

行動目標

地域の医療機関との連携強化による在宅療養中の障害者市民や難病患者への支援体制の整備

- ・訪問看護事業の実施

(3) 医療的ケアに関する対応

現行法制度上、医療行為と位置づけられている行為については、国における検討状況を踏まえながら、「医療的ケア」を必要とする障害者市民が医療機関以外の場において安心して生活できる法制度の整備に向け、国及び大阪府に対して要望を行います。

(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

障害者市民が在宅での生活を円滑に送ることができるように、住宅改造の助言や生活支援機器等の紹介・利用方法の説明など、生活環境の調整を図るための支援を行います。日常生活動作の訓練などを必要とするかたについては、市立病院との連携のもと在宅におけるリハビリテーション等の支援を行います。

行動目標

「えいど工房」を核とした住宅改造の助言、生活支援機器等の紹介などによる障害者市民の在宅生活を支援する体制の整備

- ・福祉用具展示・相談事業の実施

市立病院との連携による在宅リハビリテーションやその他の支援の推進

在宅での介護に関わる市民が介護に関する技術や知識を深めることができるよう各種支援を行います。

市立病院においては、急性期及び回復期等のリハビリテーションの充実を図るとともに、退院時にはスムーズに在宅生活ができるよう関係機関との調整に努めます。

## 第7章 療育・教育の充実

### (1) 療育・幼児教育の充実

保育所における障害児保育については、「箕面市人権保育基本方針」を基に策定した「箕面市保育計画」及び「障害児保育の手引き」に基づき進め、保育内容の充実に努めます。

#### 行動目標

- 「障害児保育の手引き」に基づく保育所における障害児保育の充実
- ・保育士の加配
- ・障害児保育運営協議会・障害児保育研修等の開催

市立幼稚園においては、障害児優先入園を継続実施するとともに、「箕面市人権教育基本方針」に基づき、就学前の障害児教育の充実に努めます。

#### 行動目標

- 市立幼稚園における障害児教育の充実
- ・障害児介助員の各幼稚園への配置・研修
- ・障害児優先入園の実施

早期療育事業における療育の場として整備を行ってきた児童デイサービス事業所（あいあい園）については、一人ひとりの障害の状況やニーズに応じた療育プログラムの多様化、専門スタッフの資質の向上により、充実に努めます。

#### 行動目標

- 療育プログラムの多様化、専門スタッフの資質向上による早期療育事業の充実
- ・児童デイサービス事業の実施
- ・発達相談「ゆう」における発達相談及び早期療育に関する総合相談の実施
- ・機能訓練及び機能訓練訪問指導事業の実施
- ・難聴児教室の開催

保育所、幼稚園の障害児保育及び児童デイサービス事業所（あいあい園）の連携を図り、保育内容の連続性を確保するとともに役割分担を行います。

#### 行動目標

- 保育所、幼稚園、児童デイサービス事業所（あいあい園）の連携充実
- ・早期療育事業実務者会議の運営

障害のある子どもが早い時期から必要な支援を受けるうえで、障害のある子どもの家族への支援体制を築くことが極めて重要です。このことから、発達相談「ゆう」を核として、指定相談支援事業の実施機関や子ども家庭相談室、池田子ども家庭センター等との連携を促進し、障害のある子どもの家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

#### 行動目標

発達相談「ゆう」を核とした各関係機関との連携強化による障害のある子どもの家族に対する相談・支援体制の充実

- ・発達相談「ゆう」における発達相談及び早期療育に関する総合相談の実施

### (2) 学校教育等の充実

障害のある子ども一人ひとりに応じた教育活動をはじめ、障害のある子どもが安心して教育を受けるうえで、教職員及び教育に携わる人の資質や関わりは重要な要素と言えます。平成15年(2003年)3月に「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」が国から示され、平成19年度(2007年度)からは同報告に基づき、特別支援教育が本格実施されました。(平成20年度(2008年度)より、大阪府では「特別支援教育」を「支援教育」と名称変更、本市においても同様に変更)平成18年度(2006年度)に箕面市特別支援教育推進委員会において作成した「特別支援教育校内体制作りの手引き」を活用し、「箕面市支援教育連携実務者会議」等で関係機関との連携を密にしながら障害の重度化・多様化への対応を含め、すべての障害のある子どもに対し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育や支援が受けられる体制の充実に努めます。

#### 行動目標

市立小中学校等において、障害のある子どもが適切な教育を受けられる体制の充実

- ・障害児介助員の各学校への配置・研修
  - ・障害児学校送迎事業の実施
  - ・重度障害児送迎事業の実施
- 各種研修会の実施による教職員の資質向上
- ・人権教育研修の実施
  - ・支援教育研修の実施
  - ・教育相談関連研修の実施

子どもが障害に対する正しい理解や認識を深めることができるよう、総合的な学習の時間等を活用し、体験や交流を重視した福祉教育の推進を図ります。

「医療的ケア」を必要とする子どもが安心して地域の学校等で教育を受けられるよう、看護師資格の障害児介助員の配置や、教職員対象の「医療的ケア研修」をおこなひ、「医療的ケア」及び「医療的ケア」の必要な子どもの理解に努め、「医療的ケア」を必要とする障害者市民への在宅生活支援のあり方や支援教育等に関する国及び大阪府における検討状況を踏まえ、「医療的ケア懇談会」等において、教育・保健・医療・福祉の連携を強化しながら、教育現場における支援のあり方について研究・検討を行います。

#### 行動目標

- 教育・保健・医療・福祉の連携強化による教育現場における「医療的ケア」を必要とする子どもへの支援のあり方についての研究・検討
  - ・医療的ケア懇談会の運営

障害のある子どもとその家族に対する教育相談については、市教育センターを中心として、池田子ども家庭センターや医療機関、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター等との連携により体制の整備・充実に努めます。

また、障害のある子どもとその家族が円滑に教育相談を受けられるよう、相談機関に関する情報提供に努めるとともに、市教育センターを拠点とした支援教育相談体制の整備・充実に努めます。

#### 行動目標

- 市教育センターを核とした各関係機関との連携強化による支援教育相談体制の整備・充実
  - ・支援教育専門相談員の配置
  - ・支援教育巡回相談員の配置

学校週5日制の実施により登校日が減少したことなどに伴い、障害のある子どもの放課後や休暇の過ごし方、活動の場について検討を行う必要性がより高まっています。

このことから、「箕面市新子どもプラン」との整合を図るとともに、学童保育のない中・高校生を対象とした放課後教室事業の継続実施など、障害のある子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた活動の場の確保及びその支援に努めます。

また、これらの施策展開に当たっては、大阪府が推進する支援学校等における長期休暇期間中の学校施設等を活用した活動をはじめ、府との連携を図ります。

#### 行動目標

- 障害のある子どもの放課後や長期休暇期間中等における活動の場の確保
  - ・学童保育実施事業の実施
  - ・放課後教室事業としての日中一時支援事業の実施
  - ・子どもたちの自由な遊び場開放事業の実施
  - ・小学生及び中高生対象の社会体験支援事業の実施

「箕面市新子どもプラン」に基づくフリースペースの確保による障害のある子どもの放課後や長期休暇期間中等における活動の場の充実

学校施設の改善については、エレベーターの設置や段差解消などにより計画的に推進します。

#### 行動目標

「市有建築物保全計画」との連携による市立小中学校施設のバリアフリー化の推進

知的障害児の高校進学について、受け入れ枠の拡大や受験方法の配慮等について、国及び大阪府に対して要望を行います。

## 第8章 権利擁護施策の推進

### (1) 人権擁護・啓発の推進

箕面市人権のまち条例に基づき設置した「箕面市人権施策審議会」における審議・検討を踏まえ策定した「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりの実現に向け、人権問題に関する相談、人権侵害にかかる救済、人権施策等の評価などのあり方について、国及び大阪府の動向を踏まえながら整備・検討を行います。

#### 行動目標

- 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現
- ・人権問題に係る相談体制の整備
  - ・人権侵害に係る救済方策の確立に向けた検討
  - ・人権施策等の評価に関する検討

「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権啓発の推進を図ります。啓発については、市と市民の協働により多様な講座を開催するとともに、市広報紙、市ホームページ及びコミュニティFM放送(タッキー816)等各種の媒体の活用により効果的に実施します。

特に精神障害者を取り巻く問題に関する啓発については、他の人権問題と比較して遅れていることから、工夫や改善を図りながら継続的に実施します。なかでも、社会福祉施設等の設置の際に起きる地域住民による反対運動(施設コンフリクト)については、障害者市民団体と連携して偏見をなくすための取組みを粘り強く行います。

#### 行動目標

「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進

- ・広報紙等による啓発
- ・障害者問題連続講座の開催
- ・精神障害者市民地域交流事業の実施
- ・箕面市人権教育推進会議の運営
- ・箕面市人権教育推進学習会の開催
- ・箕面市人権啓発推進協議会への支援

### (2) 権利擁護の推進

本市が独自に構築した保健福祉サービスにおける苦情の解決の仕組みを引き続き運用することにより、保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、サービス提供時に発生した事故に対して必要な指導・助言を行い、サービス

利用者の権利擁護に努めます。

また、保健福祉サービス利用者の権利擁護の推進とサービスの質の向上を目的として、保健福祉サービス提供事業者においてサービス内容を評価する仕組みである第三者評価システムの導入を働きかけるとともに、サービス評価の手法や仕組みについて検討します。

#### 行動目標

「保健福祉サービスにおける苦情解決の仕組み」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進

判断能力等にハンディキャップのある障害者市民等の日常生活を支援するため、箕面市社会福祉協議会において実施している日常生活自立支援事業（まかせてねット）を活用することにより、障害者市民等のサービスの申請手続き、預貯金の出し入れ、公共料金の支払等といった支援を実施するとともに、その支援体制の充実を図ります。あわせて、必要に応じて身寄りのない障害者市民等に対しては、成年後見制度における市長申立て等の支援を行います。

#### 行動目標

障害者市民等の地域生活を支援するための権利擁護の推進

- ・日常生活自立支援事業（まかせてねット）の実施
- ・成年後見制度利用支援事業の実施

判断能力等にハンディキャップのある障害者市民等の地域生活における消費生活トラブルを防止するため、指定相談支援事業者が中心となり、消費生活センター、警察、消防等の多様な関係機関と連携を図りつつ、知的障害や精神障害等のある方の消費行動や陥りやすい被害、地域生活において必要な支援の調査・研究を行い、障害者市民等の消費生活トラブルを未然に防止するための仕組みづくりを検討します。

### （3）虐待防止への取組み

障害者市民に対する虐待の早期発見、迅速な対応を行うため、保健福祉サービスにおける苦情解決の仕組みの活用を図るとともに、大阪府等の関係機関や指定相談支援事業者及び箕面市地域自立支援協議会との連携の強化に努めます。また、障害者虐待の防止のための普及啓発や地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見へ向けた取組みを進めます。

## 第9章 スポーツ・文化活動等の充実

障害者市民を対象としたスポーツ・各種講座の実施、全市民が対象となっているスポーツ・各種講座への障害者市民の参加支援、スポーツ・文化鑑賞のための支援など、あらゆる角度からのスポーツ・各種講座への参加を促進するため、市立施設のバリアフリー化を進めるとともに、指導員・ボランティア育成などの人的支援の充実に努めます。

また、民間事業者に対してもこれらについて協力を働きかけるとともに、近隣市町村との連携によるスポーツ・文化施設の相互利用の実施などについて検討します。

### 行動目標

市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進

民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ

バリアフリースポーツを推進するとともに、ニュースポーツの普及を図るため、講習会等を実施し、市が開催するイベント等においても積極的に取り入れていきます。

### 行動目標

障害者市民がスポーツに参加する機会の確保

- ・ 障害者市民等を対象としたスポーツ教室の開催
- ・ 各種スポーツ教室における点字資料の提供・手話通訳者の配置等参加支援策の実施
- ・ 市立スポーツ施設使用料の減免
- ・ 民間温水プール利用料の割引

障害者市民が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加するに当たっては、個々の障害特性に応じ、コミュニケーション・情報取得・身体介助等の支援が必要となる場合があります。市が主催する事業においては、これらの点に配慮し、障害の種別や程度等にかかわらず障害者市民の参加機会が確保されるよう努めます。また、障害者市民を対象とする事業についても、必要に応じて実施します。

### 行動目標

障害者市民が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保

- ・ 市立障害者福祉センター「ささゆり園」における各種教室の開催
- ・ 各種講座における点字資料の提供・手話通訳者の配置等参加支援策の実施
- ・ 市立生涯学習施設・文化ホール使用料の減免

## 第10章 第2期障害福祉計画の進行管理

### (1) 行政評価制度の活用

行政評価制度を活用し、本計画（二訂版）に設定している行動目標やサービス見込量の確保のための方策の進捗状況の把握、点検、評価を行い、必要に応じて施策・事業の見直しなどの検討を行います。

### (2) 苦情解決システムの活用

保健福祉サービス利用に係る相談・苦情の解決、及びサービス提供時に発生した事故等に対して、必要な指導・助言を行う「苦情解決システム」を活用することにより、障害福祉サービスの質の向上・確保に努めるとともに、本計画（二訂版）の進行管理に活用します。

### (3) 情報提供と障害者市民の実態把握

箕面市地域自立支援協議会と連携するなど、多様な角度から施策の推進を図るとともに、市ホームページ等を活用し、これらの情報を公表します。また、障害者市民の実態を的確に把握する必要があるため、アンケート調査やヒアリングの実施など、その手法について検討・実施します。

### (4) 庁内推進体制の整備

庁内における推進体制については、障害者施策が福祉分野のみならず、保健・医療・教育・労働・生活環境等行政各分野に及んでおり、健康福祉部だけではなく、横断的な組織が必要であることから、本計画（二訂版）の策定時同様、「人権行政推進本部会議」や同「障害者施策部会」を核として、総合的かつ効率的な取組みに努めます。

### (5) 進捗管理等の実施機関

箕面市保健医療福祉総合審議会及び同審議会「障害者長期計画部会」を本計画（二訂版）の進捗状況と成果についての評価・検証と計画の見直しなどに係る調査・審議を行う機関として、引き続き位置づけます。

また、本計画（二訂版）の評価・検証を効果的に推進するため、障害者市民や関係団体を構成員とする「障害者市民施策推進協議会」との連携を図ります。

# 第3部 資料編



## 《 関連条例等 》

### 【箕面市福祉のまち総合条例（平成8年箕面市条例第8号）】

施行年月日...平成8年4月1日

概要...福祉のまちづくりのために、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針や市民福祉・地域福祉の推進を図るための方策等について定めている。

### 【箕面市市民参加条例（平成9年箕面市条例第5号）】

施行年月日...平成9年4月1日

概要...市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とし、市民参加の推進に関する基本理念や市長・市民の責務等まちづくりにおける市民参加の基本的な事項について定めている。

### 【箕面市まちづくり理念条例（平成9年箕面市条例第4号）】

施行年月日...平成9年4月1日

概要...基本的人権と良好な環境を大切にす風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とし、市の目指すまちづくりの理念について定めている。

### 【箕面市人権のまち条例（平成15年箕面市条例第29号）】

施行年月日...平成15年4月1日

概要...一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とし、市・市民の役割及び施策の総合的な推進に関する事項について定めている。

### 【箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）】

施行年月日...平成9年4月1日

概要...安全で良好な市街地の形成を図り、もって魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とし、計画的な土地利用と市民参加によるまちづくりの推進に関し基本となる事項について定めている。

### 【箕面市人権宣言（平成5年12月22日採択）】

（全文引用）

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわたしたちの街をこよなく愛しています。

この街に住み、この街で暮らすすべての市民が、だれひとりとして「人権」を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。

わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「にんげんを否定する」ことがらに、しっかりと向き合い、それをなくすために行動したいと考えています。

このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、箕面市民のたからかな誇りです。

わたしのために・あなたのために・みんなのために、人間の街みのおを育てます。

日本国憲法のこころ、市民の風で、ここ箕面市を「人権の街」として宣言します。

## 《 関連する市の計画等 》

### 【第四次箕面市総合計画】

計画の期間...平成 13 年度(2001 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

計画の概要...20 世紀末に顕在化した社会の変化を受け止め、本市が 21 世紀の未来に向かって状況の変化に対応しながら持続可能な発展ができるよう、長期的な視点からめざすべき将来像・基本目標を設定し、その実現に向けて市民・事業者・行政が、それぞれの責任と役割において推進すべき基本的な取組みの方向を示すものである。

計画の構成...本市がめざすべき将来都市像を定め、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示した「基本構想」、基本構想の基本目標ごとに施策の基本的方針及び施策の体系と内容等を示した「基本計画」、基本計画で示された施策の達成目標と取組み内容を 3 年単位で策定する「実施計画」で構成する。

### 【第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

計画の期間...平成 21 年度(2009 年度)～平成 23 年度(2011 年度)

計画の概要...介護予防や高齢者の日常生活の支援を目的とする福祉施策と、要介護者等への支援を目的とする介護保険制度を総合的・一体的に推進するため、老人福祉法に規定する「老人福祉計画」、介護保険法に規定する「介護保険計画」を一体のものとして策定したものである。高齢者福祉事業及び介護保険事業の各施策の方向性を定めるとともに、介護保険料算定の基礎となる介護保険サービスの必要見込量やその他の事業の目標量等を示している。

### 【健康みのお 2 1】

計画の期間...平成 15 年度(2003 年度)～平成 24 年度(2010 年度)

計画の概要...全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざすため、国において、21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 2 1」が策定されたことを受け、その地方計画として策定したもので、健康増進法に規定する「市町村健康増進計画」である。乳幼児から高齢者までの生涯にわたる健康づくりを推進するための方策を示している。

### 【箕面市新子どもプラン】

計画の期間...平成 17 年度(2005 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

計画の概要...平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が制定され、市町村において行動計画の策定が義務付けられたことに伴い、数値目標を持った行動計画として平成 17 年 3 月に「箕面市子どもプラン」を改訂したもので、少子化、核家族化等、子どもを取り巻く環境の急激な変化に対応していくため、子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、総合的な子育て支援策の方向性と具体的な施策を示したものである。

**【箕面市都市計画マスタープラン】**

計画の期間...平成8年度(1996年度)～概ね15年から20年後

計画の概要...都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定したもので、まちづくりの目標を「都市機能の充実した活力あるまちの実現」「市民本位の暮らしよいまちの実現」「地域個性のある文化的なまちの実現」「自然と調和したまちの実現」におき、これらを実現するための整備方針及び地域ごとのまちづくりの考え方・実施されるべき施策の方向を示している。

**【箕面市住宅マスタープラン】**

計画の期間...平成9年度(1997年度)～概ね10年後

計画の概要...市民ニーズの多様化、人口構造の高齢化等社会情勢が大きく変化していること、大規模プロジェクトの進捗により都市構造が大きく変貌すると予測されることなどを踏まえ、本市の実情や特性に応じた住宅政策を推進するために策定したものである。地域特性に対応した住宅政策を推進するにあたっての基本方針を確立するとともに、住まいづくり・まちづくりを進める際の基本となる事項を定めている。

**【箕面市営住宅ストック総合活用計画】**

計画の期間...平成16年度(2004年度)～平成27年度(2015年度)

計画の概要...本市における既存の市営住宅の大半が今後更新時期を迎えることから、これらの市営住宅を総合的に有効活用するために策定したものであり、建替や改善などの今後の活用方針並びにそれに基づく具体的な事業等を定めている。

**【箕面市地域防災計画】**

計画の期間...平成9年度(1997年度)～

(毎年検討を行い、必要に応じ修正)

計画の概要...災害対策基本法の規定に基づき、市域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関して、本市や防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱等を定めたものである。

**【災害時における要援護者安否確認・支援体制マニュアル】**

計画の期間...平成18年度(2006年度)～

計画の概要...重度の障害のあるかたや要介護認定を受けられている高齢者等、災害発生時に本人又は家族等のみでは非難が困難なかたに対し、「災害時要援護者」として申請に基づいて登録を行い、災害発生時の安否確認をはじめ、避難所への避難支援等を行う体制の整備を定めている。

**【箕面市交通バリアフリー基本構想】**

計画の期間...平成16年度(2004年度)～

計画の概要...高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)及び同法に規定する「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」に基づき、高齢者・障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上を促進するため、駅等の旅客施設とその周辺の地区の整備方策を定めるものである。

【箕面市パブリックコメント手続に関する指針】

計画の期間...平成 17 年度(2005 年度)～

計画の概要...本市においては、「箕面市市民参加条例」の基本理念に基づき、重要な計画を策定するときにパブリックコメント手続を行っていたが、明確な決まりはなかった。平成 17 年 6 月、「行政手続法の一部を改正する法律」の成立により、パブリックコメント手続(本法律では「意見公募手続」と呼ばれている。)が法律の中に位置づけられた。そこで法の改正に伴い、本市の基本的な政策等の策定過程において、素案の段階で広く公表し、市民等からの意見又は提言を求め、寄せられた意見等に対する考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う、標準的手続を定めたものである。

【箕面市人権教育基本方針】

計画の期間...平成 12 年度(2000 年度)～

計画の概要...箕面市幼稚園・学校の人権教育を総合的に推進するために策定したもので、「箕面市同和教育基本方針」、「箕面市障害児教育基本方針」及び「箕面市在日外国人教育の指針」を発展的に継承しているものである。

【箕面市人権保育基本方針】

計画の期間...平成 15 年度(2003 年度)～

計画の概要...人権を大切にすることを育てる保育を構築し、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され健やかな成長を育むための基本方針として定めたものである。

【箕面市人権のまち推進基本方針】

計画の期間...平成 17 年度(2005 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

計画の概要...平成 17 年 3 月で期間が終了した「人権施策基本方針」の精神を引き継ぎ、「にんげんの街みのおを育てるために」をテーマに人権のまちの実現をめざすものである。

## 《 用語説明 》

### 維持期リハビリテーション

機能や能力の低下を防ぎ、身体的・精神的・社会的に最も適した生活を獲得するために行われるリハビリで、体力や機能の維持向上を図るだけでなく、生活環境の整備、社会参加の促進、介護負担の軽減などに努め、その自立生活を支援することを目的に行われる。「リハビリテーション」

### 意思伝達装置

手足や言語機能に障害のある人が、スイッチ一つでパソコンを操作して、意思を第三者に伝えるための装置。スイッチを押すのが困難な場合、まぶたや口元等の微細な動きを感知するセンサー等を利用する。

### 医療的ケア

主治医の指示の下、保護者が日常的に家庭等で行っている特定の医療的な生活介護行為。病院等で行われる急性期の治療目的の行為ではなく、日常的な介護として行っているものとして医療行為と医療的ケアを区別している。

例として、痰の吸引、経管栄養及び導尿等の行為がある。「経管栄養」、「導尿」

### 介護給付費

障害者等の日常生活の場における、入浴、排泄、食事の介助等を行うサービスで、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援のサービスがある。

### 介護保険制度

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるという「介護の社会化」を目的として、平成12年度(2000年度)に導入された制度で、40歳以上のすべての人が加入し、保険料を納付する。在宅・施設の各サービスが提供され、サービスの利用者は費用の1割を負担する。

### 回復期リハビリテーション

生命の危険から脱し、日常生活動作と生活の質の改善が期待できる時期に、急性期よりも積極的かつ重点的に行うリハビリ。「リハビリテーション」

### 急性期リハビリテーション

救命を前提として近い将来起こりうる障害を最小限にするため、疾患の急性期治療と並行して行われるリハビリ。「リハビリテーション」

### 行政の福祉化

大阪府が平成11年度から研究・検討を行い取り組んでいる施策で、行政の施策を単に福祉の分野に限定しないで、教育、就労、住宅等の府政全体のいろいろな分野との連携のもとに、既存資源の活用をはじめ施策の創意工夫や改善を通じて、障害者等の雇用、就業機会や地域生活の場をつくり、自立支援や地域福祉の貢献に取り組んでいこうという試み。

### 訓練等給付費

障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように行う生活訓練、機能訓練や就労支援等のサービスで、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスがある。

## ケアマネジメント

それぞれの要援護者の生活状態に合わせて、要援護者のニーズを把握し、ニーズに合ったサービスについての介護計画（ケアプラン）を作成し、これに基づいて実際にサービス等を提供していく手法。「障害者ケアマネジメント」

## 経管栄養

口から水分や栄養を摂取することができない場合に、鼻腔や食道にチューブを通し、胃や十二指腸に流動性栄養物（アミノ酸、ブドウ糖、ビタミン等）を注入する方法。

## コミュニティソーシャルワーク

社会福祉援助技術のことで、様々な社会福祉制度・政策上において専門的な技術・知識を相互に活用し、福祉サービス利用者を援助するための直接的・間接的な技術。ケースワークやケアマネジメント等をいう。

## コミュニティビジネス

地域住民が主体となり、地域の社会資源等を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、地域の再生をもって、その活動で得た利益を地域に還元する事業。

## 支援費制度

行政の決定による「措置制度」にかわり、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者・施設との直接契約によりサービスを利用する新しい制度で、平成15年度(2003年度)から開始され、身体・知的障害のある人が対象で、在宅で利用できる居宅サービスと施設に入所または通所して利用できる施設サービスがある。平成18年度(2006年度)より障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに制度移行した。

## 施設コンフリクト

障害者や高齢者への偏見が原因で、社会福祉施設等の建設の際に住民や地域社会から強い反対運動が起こり、そのため建設計画が中止されたり、大きな譲歩を余儀なくされる事象。

## 社会的入院

入院治療の必要性がなくなったにもかかわらず、地域での受け皿がないことなどが要因で、退院できない状態にあること。

## 社会福祉基礎構造改革

個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づき、抜本的な社会福祉制度の見直しを行うこと。利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、福祉サービスの質の向上などを図るため、福祉サービスの「措置制度」から「利用（契約）制度」への転換を柱とする各種法整備が行われている。

## 授産施設

一般就労が困難な障害のある人を対象とし、社会生活に必要な支援を受けながら作業活動等を行う福祉的就労の場。入所・通所の形態があり、通所は「通所授産施設」と常時利用する人が10人以上20人未満である「小規模通所授産施設」に細分されている。

## 障害者ケアマネジメント

障害のある人の個別のニーズに応じ、利用者と社会資源との結び付けや関係機関等と連絡調整などを行うことにより、保健・医療・福祉サービス等生活全般にわたる総合的な支援が迅速かつ円滑に受けられるよう援助する手法。「ケアマネジメント」

## 障害者福祉作業所

一般就労が困難な障害のある人が、社会生活に必要な支援を受けながら作業活動等を行う福祉的就労の場。（法律上の通所授産施設・小規模通所授産施設とは異なる形態）

### 小地域ネットワーク活動

ひとり暮らしや寝たきりの高齢世帯等の援護を要する人が、地域で孤立することなく安心して生活できるように、保健・医療・福祉の関係者と近隣住民が協働して進める見守り・援助等の活動。全国的に社会福祉協議会の活動の柱として取り組まれており、箕面市社会福祉協議会では、小学校区ごとに地区福祉会を組織して展開している。

### 職業リハビリテーション

障害をもっているために職業に就くことや維持していくことが困難になっている人にも職業を通じた社会参加、自己実現や経済的自立の機会を作り出していく取組みのこと。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（第2条第7号）」では、職業リハビリテーションを「障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。」と定義している。「リハビリテーション」

### 自立支援給付

自立支援給付は全て現金給付であり、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給のこと。

### ストーマ装具

疾病や傷害等により肛門や膀胱の正常な機能の喪失に伴い、体内排泄物を排出させるために腸管と腹壁をつなぎ、設けた開口部をストーマという。このストーマは便や尿の排泄を自律的に制御できないため、このストーマの上に貼り付けて排泄物を一時的に溜めておく特別な袋のこと。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分なかたがたが不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、そのかたの支援や援助などの保護をしてくれる人を付けてもらう制度

### セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障してくれる社会的制度や対策のこと。

### ターミナル患者

ガン等の病気のため、終末期の医療・看護・介護を受けている人。

### 地域自立支援協議会

市町村が、地域において相談支援事業を適切に実施していくため、中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施、具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言、地域の関係機関によるネットワークの構築などの機能を確保しつつ、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する協議会。

### 地域生活支援事業

市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で必須事業と任意事業に分かれ、必須事業については、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業であり、本市が行う任意事業については、入浴サービス事業、日中一時支援事業、経過的デイサービス事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業がある。

### 地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療、保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のこと。

「リハビリテーション」

### 導尿

排尿困難に陥ったとき、カテーテルを通じて尿を体外に排出させる方法で、一般的にはカテーテルを尿道から挿入し、膀胱内の尿を体外に誘導する尿道カテーテル法を指す。

### デジタルデバイス

パソコンやインターネット等の情報通信技術（IT）の利用状況や利用環境によって生じる、待遇、貧富や機会の格差のこと。「IT」

### 特別支援教育

障害のある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図り、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、複数の障害種別に対応した適切な教育を通じて必要な指導及び支援を行う教育。

### 日常生活用具

重度障害者等の日常生活の便宜を図るための用具で、次の3つの要件を満たす用具のこと。安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

### ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが普通の社会であるという考え方。

### ノンステップバス

出入口の位置が低く段差の小さいバス又は低床バス。

### パブリックコメント

行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。平成11年（1999年）から全省庁に適用された。

箕面市においては、平成9年（1997年）に「箕面市市民参加条例」を策定して、市と市民の協働や市民参加の推進に関する基本的な事項を定め、さらに平成17年（2005年）に「箕面市パブリックコメント手続に関する指針」を策定して、市の意思決定する場面において市民参加を推進している。

### バリアフリー

もとは、障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる段差等の物理的な障壁（バリア）をなくすという意味の建築用語。現在では物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁を含め、障害のある人の社会参加の妨げとなるあらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

## ピアカウンセラー

「ピア」とは「同じ立場の仲間」という意味で、年齢、性別、社会的地位や抱えている問題において、相談者と立場が同様である経験者(当事者)が話を聞き、相談者の相談に対して自らの体験に基づき問題解決を図ったり、相談者の心の支えになろうとする人たちのこと。

## ピアサポート

相談者と立場が同様である経験者(当事者)が、自らの体験に基づき、同じような立場のほかの仲間達からの相談に答えたり、サービスを提供するなどして、問題の解決を図ること。

## 福祉ホーム

障害のある人が低額な料金で利用できる施設で、管理人から日常生活に必要な支援を受けられることができる。

## 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障害者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。平成 18 年(2006 年)3月現在、民間企業 1.8%、地方公共団体等 2.1%となっている。

## 補装具

身体障害児・者の障害の程度を軽減する装具のことで、次の3つの要件を満たす用具のこと。身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの。身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの。給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの。

## ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者等のために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様をあらかじめ取り入れておこうとする考え方。

## 要約筆記

聴覚障害のある人のうち、手話をコミュニケーション手段としていない人に対する有効なコミュニケーション手段の一つで、筆記により「早く・正しく・読みやすく」情報を伝達する方法。

## ライフステージ

人が生まれてから死ぬまでの各段階。

## リハビリテーション

リハビリと略すこともある。障害のある人がその能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるよう支援すること。狭義には、理学療法士や作業療法士等専門職が実施しているものを指すが、近年は、保健・医療・福祉さらに職業に至る包括的な支援の意味で用いられる場合が多い。例えば、急性期リハビリテーション、回復期リハビリテーション、維持期リハビリテーション等様々な種類がある。

## レスパイト

レスパイトは小休止、休息、一時軽減するなどの意味で、介護の現場で使用する場合レスパイトサービスともいい、介護を要する高齢者や障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽くする援助サービスのこと。

#### A D H D (注意欠陥多動性障害)

落ち着きがなく動き回るなどの「多動性」、注意や集中力を持続できないなどの「注意欠陥」、あまり深く考えずに行動を起こしてしまうなどの「衝動性」を症状の特徴とする発達障害の一つ。

#### I C F (国際生活機能分類)

WHO (世界保健機関) の平成 13 年(2001 年)総会において採択されたもので、国際障害者年(1981 年)前後に提唱された I C I D H (国際障害分類)をより発展させたもの。心身に障害があるからといって、日常的な諸活動や社会参加が困難になるとは限らず、社会制度や人々の意識といった周囲の環境との関係によって、その困難性が変化するものであるという考え方。

#### I C I D H (国際障害分類)

「身体的機能損傷レベルの障害のため、歩けない、本を読めないなどの能力障害が出てくる。そして、能力障害のため職業に就けない、収入が得られないという社会的不利益が生じる」という考え方をもとに、障害を機能障害、能力障害、社会的不利という3つのレベルに分類したもの。WHO (世界保健機関) が昭和 55 年(1980 年)に発表した。

#### I T (情報通信技術)

コンピュータやデータ通信(インターネット等のネットワーク)に関連する技術

#### L D (学習障害)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった能力のうち、特定のものの習得と使用が困難な状態のこと。

#### WHO (世界保健機関)

国際連合の中の専門機関のひとつで、昭和 23 年(1948 年)に設立。国際保健事業の調整・援助、伝染病や風土病の撲滅、保健関連条約の提案・勧告、医療・衛生等の国際基準の策定といった幅広い任務を受け持つ機関。

## 《 障害者人口推計 》

## 【総人口推計】

年齢階層	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満	21,675	21,814	21,922	22,032	22,056	22,130
18 歳以上 40 歳未満	38,426	37,778	37,109	36,211	35,352	34,485
40 歳以上 65 歳未満	43,087	43,367	44,212	44,155	43,949	43,774
65 歳以上	25,336	26,244	26,689	27,874	29,233	30,497
合計	128,524	129,203	129,932	130,272	130,590	130,886

## 【身体障害者手帳所持者数の推計】

年齢階層	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	人口千人あたり 手帳所持者数
18 歳未満	138	139	139	140	140	141	6.36
18 歳以上 40 歳未満	347	341	335	327	319	311	9.03
40 歳以上 65 歳未満	992	998	1,017	1,016	1,011	1,007	23.01
65 歳以上	2,777	2,876	2,925	3,055	3,204	3,342	109.59
合計	4,253	4,354	4,417	4,538	4,675	4,802	

平成18年4月1日現在の箕面市の「人口千人あたり手帳所持者数」をもとに算出。

## 【療育手帳所持者数推計】

年齢階層	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	構成比
18 歳未満	329	330	332	333	334	334	45.17%
18 歳以上 40 歳未満	305	307	309	310	310	310	41.99%
40 歳以上 65 歳未満	87	88	88	88	89	89	11.98%
65 歳以上	6	6	6	6	6	6	0.87%
合計	727	731	736	738	740	739	

大阪府社会福祉審議会意見具申「今後の精神薄弱者(児)福祉行政のあり方について(平成2年7月)」における乳幼児調査データをもとにした知的障害児の発生率千対比 8.18 から境界群を除いた 5.66 により全体の障害者数を算出し、平成20年4月現在の箕面市の「療育手帳所持者の年齢階層別構成比」ごとに按分したもの。

## 【精神障害者数の推計】

年齢階層	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	人口千人あたり 手帳所持者数
20 歳以上 40 歳未満	157	154	151	147	143	144	4.40
40 歳以上 65 歳未満	319	321	327	327	325	324	7.40
65 歳以上	243	252	256	268	281	293	9.60
合計	720	727	734	742	749	761	

「第3次大阪府障害者計画」中の「(仮想)なみはや市」における「人口千人あたり精神障害者数」をもとに算出。

## 《 箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号） 》

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉（以下「地域保健等」という。）について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

（委員の定数）

第3条 審議会の委員の定数は、19人とする。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 医療関係者
- 三 市民
- 四 市内関係団体の代表者
- 五 関係行政機関の職員及び市の職員

2 前項第5号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第1項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の設置）

第8条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

（関係者の出席）

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和29年箕面市条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 省 略

## 《 箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則（平成8年箕面市規則第7号） 》

（趣旨）

第1条 この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成8年箕面市条例第9号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準を定める規則（平成9年箕面市規則第25号）第2条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

（部会の設置）

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 保健福祉計画部会
- 二 健康増進部会
- 三 障害者長期計画部会

（部会長等）

第4条 部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 省 略

写

箕 健 政 第 1 1 7 号  
平成19年(2007年)10月30日

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会 長 黒 田 研 二 様

箕面市長 藤 沢 純 一

### 地域保健及び地域福祉の施策について(諮問)

本市における地域保健及び地域福祉の施策について、貴会の意見を求めます。

#### (諮問趣旨)

我が国の社会保障制度(社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生及び医療、老人保健)は、少子高齢化の急速な進行、家族の在り方や近所づきあいなどの地域社会の変化、生活習慣病の増加、社会経済情勢の変化などを背景に、持続可能な制度となるよう改革が進められてきました。

本市においては、社会福祉制度改革の下、実施されてきた介護保険制度や障害者自立支援制度にあわせて、貴会からの答申を踏まえ、「箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プラン)」を適時策定し、各制度の計画的かつ総合的な推進に努めてきたところです。

しかしながら、国にあっては、人口減少社会の到来を受け「骨太の方針2006」において、更に持続可能で信頼できる社会保障制度の構築のため、自助・共助・公助の適切な役割分担の下、世代間の公平を図るとともに、サービスの質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストを低減させていくことを目指し、平成20年度(2008年度)からは医療制度改革を実施し、介護保険制度や障害者自立支援制度の見直しを予定しているところです。

本市といたしましては、今後予定されている社会保障制度の様々な改革にあわせて適宜適切な制度構築及び不断の見直しを図るとともに、市民の安心・安全な暮らし、特に高齢者や障害者の地域における自立生活を支える仕組みの充実が必要であるものと認識いたしております。

つきましては、本市における高齢者福祉施策(介護保険制度を含む。)及び障害福祉施策の現状分析・評価及び制度の再編整備にあたり、貴会に下記の項目について調査審議をいただき、意見を求めるものです。

#### 記

- 1 第3期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現状分析及び進捗評価に関する事
- 2 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する事
- 3 第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プラン)改訂版の現状分析、進捗評価及び見直しに関する事
- 4 その他社会保障制度改革に伴う本市地域保健施策及び地域福祉施策に関する事

写

平成21年(2009年)2月 日

箕面市長 倉田哲郎様

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会長 黒田研二

地域保健及び地域福祉の施策について(答申)

未定稿

### ＜箕面市保健医療福祉総合審議会 開催状況＞

開催日時		審議案件
平成19年度 第1回	平成19年10月30日 午後2時から	1 諮問について 2 「健康みのお21」中間評価について 3 「第3期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について 4 「第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのおNプラン）改訂版」の進捗状況について 5 医療制度改革について
平成20年度 第1回	平成20年10月31日 午後2時から	1 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 素案について 2 第2次障害者市民の長期計画二訂版 素案について 3 パブリックコメントについて 4 新型インフルエンザ対策について
平成20年度 第2回	平成21年2月20日 午後2時から	1 「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（案）について 2 「第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのおNプラン）二訂版」（案）について 3 「健康みのお21」の一部改訂について 4 箕面市新型インフルエンザ対策行動計画（素案）について 5 地域保健及び地域福祉の施策についての答申（案）について

## &lt; 箕面市保健医療福祉総合審議会委員名簿 &gt;

平成19年10月30日以降

選出区分	氏名	所属等	任期
学識経験者	黒田 研二	大阪府立大学 人間社会学部 教授	
	藤井 博志	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 准教授	
	高鳥毛 敏雄	大阪大学大学院 医学系研究科健康政策学 特任教授	
	富田 昌吾	龍谷大学短期大学部講師	
関係者 医療	笠原 勝	箕面市医師会	
	田遠 正昭		H18.12.18 から H20.9.30 まで
	清水 修		H20.10.31 から
	首藤 弘史		
	村井 健	箕面市歯科医師会	H18.12.18 から H20.12.17 まで
	谷 哲		H20.12.18 から
	松本 仁		
	岡内 重信	箕面市薬剤師会	
市公募	深井 明子	公募市民	
関係団体代表	平野 クニ子	(社福)箕面市社会福祉協議会	
	中西 健雄	箕面市民生委員・児童委員協議会	
	釈 ユリ	箕面市老人クラブ連合会	
	野津 禮子	あかつき特別養護老人ホーム	
行政機関等	山階 学	大阪府池田保健所	H19.4.1 から H20.9.30 まで
	佐藤 滋		H20.11.14 から
	坪田 真起子	大阪府池田子ども家庭センター	H19.4.1 から H20.3.31 まで
	渡邊 治子		H20.4.1 から
	豊島 博行	箕面市立病院	

写

平成21年(2009年)2月20日

箕面市保健医療福祉総合審議会  
会長 黒田 研 二 様箕面市保健医療福祉総合審議会  
障害者長期計画部会  
部会長 富 田 昌 吾

## 地域保健及び地域福祉の施策について(報告)

標記のことについて、平成19年10月30日付け箕健政第117号をもって市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「3 第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プラン)改訂版の現状分析、進捗評価及び見直しに関する事」に関し、本部会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プラン)二訂版(案)」のとおりとりまとめいたしましたので、次の意見を附して報告いたします。

## 【附帯意見】

## 1. 国及び大阪府への制度見直し要望

障害者自立支援法制度においては、応益負担による利用者負担の増大や日割り算定による報酬の減少等、様々な課題が指摘されている。こうした課題に対しては、法施行後間もない時期から制度の円滑導入を目的とした特別対策等が図られているが、これらはいくまで経過措置であり法制度の抜本的な見直しではなく、障害者市民の安心やサービス提供事業者の経営基盤の安定化等に資するとは到底言えないものである。このため、様々な機会を捉え、国及び大阪府に対して繰り返し強く制度見直しの要望を行う必要がある。

## 2. 計画の点検及び見直し

本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じ見直しを行うことが重要である。なお、本計画に基づく施策・事業の推進及び見直しに当たっては、これまで箕面において実践された取り組みの理念を尊重しつつ、障害者市民等の実態やニーズの把握に努められたい。

## 3. 地域生活支援の充実

障害者市民が地域でその人らしく生活するためには、社会環境や生活環境の変化において切れ目ない支援が実施され、質の高いサービスが安定的に提供されることが重要である。また、地域生活支援を充実させることは、入所施設や社会的入院から地域への移行や安定した就労移行につながるものと思われる。こうした視点から、障害者市民の地域生活における相談支援体制やケアマネジメントの強化とサービス提供基盤の拡充をさらに推進されたい。

## 4. 小規模通所授産施設、障害者福祉作業所及び障害者事業所の再編

市がこれまで取り組んできた障害者市民の雇用・就労に関する理念を尊重しつつ、事業所等の制度見直しに当たっては、障害者市民の日中活動や労働の場を担う事業所等の実態を把握するとともに意見聴取に努め、各事業所等の特色が生かされるよう、十分協議を行われたい。

## &lt; 箕面市保健医療福祉総合審議会 障害者長期計画部会 審議状況 &gt;

開催日時		審議案件	委員出欠 状 況	傍聴 状況
平成 19 年度 第 1 回	H20.1.10 19:30～	諮問及び「障害者長期計画部会」の位置付けについて 第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プ ラン)改訂版の平成18年度実施状況について 障害者アンケート調査について	出席13名 欠席2名	1名
平成 20 年度 第 1 回	H20.5.22 19:00～	「第2次箕面市障害者市民の長期計画」の進捗状況 報告について アンケート結果報告について	出席14名 欠席2名	0名
平成 20 年度 第 2 回	H20.7.3 19:00～	アンケート・実績報告から見えてくる今後の課題に ついて	出席13名 欠席3名	1名
平成 20 年度 第 3 回	H20.9.18 19:00～	平成19年度実績報告について 事業者ヒアリング実施結果報告について 障害福祉サービス見込量推計ワークシートについて	出席13名 欠席3名	1名
平成 20 年度 第 4 回	H20.10.16 19:00～	第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお N プ ラン)二訂版(素案)について	出席12名 欠席4名	1名
平成 20 年度 第 5 回	H21.1.29 19:00～	第2部第5章「福祉サービスの充実」について パブリックコメントの実施結果について 保健医療福祉総合審議会への報告について	出席11名 欠席5名	0名

### ＜箕面市保健医療福祉総合審議会 障害者長期計画部会 名簿＞

平成20年1月10日から平成21年1月29日まで

委員 種別	氏名	所属等	任期	
総合審議会 委員	富田 昌吾	龍谷大学短期大学部講師		
総合審議会臨時委員	学識経験者	蜂谷 俊隆	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科実習助手	
	医療関係者	田中 千足	箕面市医師会	
	公募市民	新居 良	公募市民	
		高岡 克行	公募市民	
		永田 千砂	公募市民	H20.5.22 から
	関係団体代表	庄司 修三郎	(社福) 箕面市社会福祉協議会	
		下司 良一	(財) 箕面市障害者事業団	
		片野坂 和幸	箕面市障害者市民施策推進協議会	
		濱口 忠	箕面市身体障害者福祉会	
		名淵 須和子	箕面手をつなぐ親の会	
		井上 千都	箕面市肢体不自由児者父母の会	
		伊藤 義文	箕面市精神障害者家族会みのお会	
		盛山 喜弘	箕面商工会議所	
		河野 秀忠	箕面市人権啓発推進協議会	
	行政機関等	成田 恵美子	大阪府池田保健所	

## 《本市の障害福祉施策の経緯》

時 期	項 目
昭和31年 (1956年)度	・ 箕面市制施行
昭和39年 (1964年)度	・ 萱野小学校に本市内初の障害児学級開設 ・ 無認可作業所「あかつき学園」開所
昭和48年 (1973年)度	・ 市立幼稚園で障害児の入園が始まる
昭和49年 (1974年)度	・ 私立保育所で障害児保育が始まる ・ 桜ヶ丘保育所で本市公立保育所初の障害児保育が始まる
昭和51年 (1976年)度	・ 第三中学校に肢体不自由児学級開設
昭和53年 (1978年)度	・ 知的障害者授産施設「箕面市立あかつき園」開設
昭和55年 (1980年)度	・ 国際障害者年推進本部設置
昭和56年 (1981年)度	・ 障害者事業10ヵ年計画策定 ・ 「豊能障害者労働センター」開設
昭和57年 (1982年)度	・ 箕面市障害児教育基本方針を策定
昭和58年 (1983年)度	・ 市立障害者福祉センター「ささゆり園」開設 ・ 早期療育事業始まる ・ 福祉のまちづくり環境整備要綱策定
昭和60年 (1985年)度	・ 障害者の働く場作り懇話会設置
昭和61年 (1986年)度	・ 障害者事業団設立準備委員会設置
昭和62年 (1987年)度	・ 障害者事業団モデル事業推進協会設置
平成2年 (1990年)度	・ 財団法人「箕面市障害者事業団」設立 ・ 福祉のまちづくりに関する市立施設の建設及び営繕指針制定 ・ 手をつなぐ親の会により「知的障害者グループホーム」開設
平成4年 (1992年)度	・ 保健福祉市民ニーズ調査実施
平成5年 (1993年)度	・ 保健福祉計画策定 ・ 身体障害者授産施設「市立ワークセンターささゆり」開設
平成6年 (1994年)度	・ 「知的障害者デイサービスセンター」開設 ・ 重度障害者夜間宿泊訓練事業開始

平成7年 (1995年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者長期計画策定検討委員会設置</li> <li>・ 在宅障害者自活訓練事業開始</li> <li>・ 福祉のまちづくり重点地区整備計画策定</li> </ul>
平成8年 (1996年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箕面市立総合保健福祉センター「みのおライフプラザ」開設</li> <li>・ 障害者ショートステイ事業開始（みのおライフプラザにて）</li> <li>・ 総合保健福祉センター分室にて「早期療育事業」及び「障害児デイサービス事業」開始</li> <li>・ 「障害者雇用支援センター」設立</li> <li>・ 「箕面市障害者市民の長期計画（みのお N'プラン）」策定</li> <li>・ 福祉のまち総合条例施行</li> <li>・ 「障害者市民施策推進協議会」設置</li> </ul>
平成10年 (1998年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉予約バス（デマンドバス）運行開始</li> </ul>
平成15年 (2003年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあい就労支援センター開設に伴い、同センター内に障害者雇用支援センター拡大移転</li> <li>・ 支援費制度スタート（措置から契約へ）</li> </ul>
平成16年 (2004年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお N'プラン）」策定</li> <li>・ 障害者福祉センター「ささゆり園」リニューアル</li> <li>・ 身体障害者デイサービス事業開始</li> <li>・ 東部知的障害者デイサービスセンター及び東部老人デイサービスセンターを地域ケアセンター「光明の郷」として再整備し、一体的サービス提供基盤として拠点化</li> <li>・ バリアフリー基本構想策定</li> </ul>
平成18年 (2006年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法の施行（3障害統一のサービスとなる）</li> <li>・ 「第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお N'プラン）改訂版」策定</li> </ul>
平成19年 (2007年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市立ワークセンターささゆり」が支援法制度へ移行</li> <li>・ 「光明の郷ケアセンター」が支援法制度へ移行</li> </ul>
平成20年 (2008年)度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用支援センターが廃止され障害者就業・生活支援センターとして再整備</li> <li>・ 「第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお N'プラン）二訂版」策定</li> </ul>



第2次箕面市障害者市民の長期計画

(みのお N プラン) 二訂版

発行 箕 面 市

平成21年(2009年)3月

編集 箕面市健康福祉部健康福祉政策課  
障 害 福 祉 課

〒562-0014 大阪府箕面市萱野五丁目8番1号

電話 072(727)9539・FAX 072(727)3539

e-mail lifepiazza@maple.city.minoh.lg.jp

印刷物番号
-

